

第31回平成22年4月与謝野町議会臨時会会議録(第2号)

招集年月日 平成22年4月30日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後3時18分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	山添藤真
2番	和田裕之	11番	小林庸夫
3番	有吉正	12番	多田正成
4番	杉上忠義	13番	赤松孝一
5番	塩見晋	14番	糸井満雄
7番	伊藤幸男	15番	勢旗毅
8番	浪江郁雄	16番	今田博文
9番	家城功	17番	谷口忠弘
		18番	井田義之

2. 欠席議員

6番 宮崎有平

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 河邊 惠

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副町長	堀口 卓也	教育長	垣中 均
参事兼総務課長兼企画財政課長	吉田 伸吾	教育委員長	白杉 直久
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	商工観光課長	太田 明
野田川地域振興課長	宇野 準一	農林課長	浪江 学
加悦地域振興課長	和田 茂	教育推進課長	土田 清司
税務課長	日高 勝典	教育次長	鈴木 雅之
住民環境課長	永島 洋視	下水道課長	西村 良久
会計室長	金谷 肇	水道課長	吉田 達雄
建設課長	西原 正樹	保健課長	泉谷 貞行
		福祉課長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第46号 与謝野町監査委員の選任について

			(提案理由説明～表決)
日程第 2	議案第 4 7 号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町税条例の一部改正について)	(提案理由説明～表決)
日程第 3	議案第 4 8 号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について)	(提案理由説明～表決)
日程第 4	議案第 4 9 号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正について)	(提案理由説明～表決)
日程第 5	議案第 5 0 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 1 1 号))	(提案理由説明～表決)
日程第 6	議案第 5 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算 (第 4 号))	(提案理由説明～表決)
日程第 7	議案第 5 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度与謝野町下水道特別会計補正予算 (第 4 号))	(提案理由説明～表決)
日程第 8	議案第 5 3 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号))	(提案理由説明～表決)
日程第 9	議案第 5 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度与謝野町介護保険特別会計補正予算 (第 5 号))	(提案理由説明～表決)
日程第 1 0	議案第 5 5 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号))	(提案理由説明～表決)
日程第 1 1	議案第 5 6 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度与謝野町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号))	(提案理由説明～表決)
日程第 1 2	議案第 5 7 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 2 1 年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号))	(提案理由説明～表決)
日程第 1 3	議案第 5 8 号	専決処分の承認を求めることについて	(提案理由説明～表決)

(平成21年度与謝野町財産区特別会計補正予算(第2号))

(提案理由説明～表決)

日程第14 報告第 1号

平成21年度与謝野町水道事業会計予算繰越計算書

(報告)

日程第15

閉会中の継続審査(調査)申出書

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(井田義之) それでは皆さん、おはようございます。

本日は過日に引き続き本会議ということでありまして、臨時会でありまして、本日が議案審議の初めてであります。皆さん方には慎重審議の上、なおかつスムーズな進行にご協力をいただきますように冒頭をお願いをいたしておきます。

それから、本日、宮崎有平議員より欠席の連絡をいただいておりますこともご報告をいたしておきます。

ただいまの出席議員は17人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第46号 与謝野町監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町議長(太田貴美) 皆さん、おはようございます。

議会の構成も決まりまして、本日、審議としては最初の日でございます。今後とも、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速でございますが、議案第46号 与謝野町監査委員の選任について、提案理由をご説明申し上げます。

議会選出の監査委員につきまして、議会から選出いただきました有吉正氏は、議会人として抱負な経験を有し、かつ人格高潔で監査委員として最適者と認め、このようにご提案申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長(井田義之) 有吉議員の退席を求めます。

(有吉議員退席)

議長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

議長(井田義之) 質疑なしと認めます。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(井田義之) ご異議なしと認め、これより議案第46号を採決します。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の皆さんの起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第46号 与謝野町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

有吉議員の退席を解きます。

(有吉議員入場)

議長（井田義之） 次に、日程第2 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例の一部改正について）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第47号 与謝野町税条例の一部を改正する条例について、専決処分を行いましたので、その概要をご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正する法律が、平成22年3月31日公布、4月1日施行されることに伴い与謝野町税条例の一部改正を即日実施する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し承認を求めらるるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） おはようございます。

それでは、議案第47号 与謝野町税条例の一部を改正する条例制定について、ご説明を申し上げます。

先ほど町長が提案説明でも申し上げましたように、地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布され、4月1日から施行されることとなります。

そのため与謝野町税条例の一部を改正する必要があり、議会にお諮りする時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行ったものでございます。

今回の改正点でございますが、平成22年度税制改正に伴う町税条例の一部改正の概要ということで議案資料を添付させていただいております。議案資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一番目の個人町民税に関する改正でございますが、1点目の扶養控除の一部廃止でございます。これは子ども手当の支給及び高校実質無償化がされることに関連いたしまして、16歳未満の扶養親族に係る扶養控除33万円を廃止し、16歳以上19歳未満の特定扶養親族に係ります扶養控除の上乗せ分12万円を廃止、扶養控除の額を33万円とするものです。施行期日は平成23年1月1日で、平成22年度分の個人町民税から適用となります。

2点目は、これの扶養控除の一部廃止に伴う所要の措置といたしまして、同居特別障害者加算の特例の改組でございます。同居特別障害者加算は、扶養控除に加算する枠組みでありましたのを、16歳未満の年少扶養控除が廃止されたため、特別障害者控除に加算する枠組みに変更するものでございます。施行期日は平成23年1月1日で、平成24年度分の個人町民税から適用となります。

3点目は、65歳未満の方の公的年金等所得に係る所得割の徴収方法の見直しでございます。給与所得と年金所得を含むその他所得を有する方の場合の所得割の徴収方法は、給与所得分については原則として給与からの特別徴収で行い、年金所得分につきましては65歳以上の方は年金からの特別徴収、65歳未満の方は普通徴収、納付書により納付をしていただいております。これを65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者については、特別徴収すべき給与

所得に係る公的年金等に係る所得割額を加算して給与から特別徴収をするということに変更するものでございます。施行期日は平成22年4月1日でございます。平成20年度以前の方式に戻すということでございます。

4点目は、生命保険料控除の改組でございます。平成24年1月1日以後に締結されました保険契約と新規契約に係る生命保険料控除で新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除の、それぞれの控除限度額を2万8,000円とするもので、組み合わせた場合の限度額は従来どおりの7万円となっております。施行期日は平成25年1月1日で、平成25年度分の個人町民税から適用となります。

次に、2番目の固定資産税に係る改正でございますが、資料の2ページをお開きいただきたいと思います。住宅関係特例の延長でございますが、新築住宅並びに長期有料住宅に係る固定資産税について、床面積120平方メートルまでの部分を対象に2分の1減額する措置の適用期限を2年延長、また、既存住宅の改修につきまして省エネ改修、これは床面積120平方メートル、バリアフリー改修、床面積100平方メートルまでの分を対象に3分の1減額する措置の適用期限を3年延長するというものでございます。

次に、3番目の町たばこ税に係る改正でございますが、旧3級品以外の税率、1,000本当たりを現行の3,298円から1,320円引き上げて4,618円、旧3級品の税率、1,000本当たりを現行の1,564円から626円引き上げて2,190円とするもので、たばこ1本につきまして国税と地方税で3.5円、町たばこ税につきまして1.32円に引き上げとなります。施行期日は平成22年10月1日でございます。

次に、4番目の金融証券税制に係る改正でございますが、非課税口座内、これは非課税の適用を受けるため、一定の手続により金融商品取引業者等の営業所に設定された上場株式等の振替記載等に係る口座の少額上場株式等に係る配当所得、及び譲渡所得等の非課税措置の創設でございます。平成24年から実施されます上場株式等の20%、住民税5%、所得税15%、本則税率化に合わせて導入されるものでございます。そのほかといたしましては、関係法令の改正に伴います引用条項等、条文の整理を行っております。

以上、簡略にご説明申し上げましたが、町税に関します地方税法等の一部改正と、その改正に伴う町税条例の一部改正の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、地方税法等の一部改正の専決処分ということで出ておりますので、初めに質問をさせていただきたいと思っております。

そしたら、議運も開かれなかったという経過もありますので、そのことも含めてなんで、お許し願いたいんですが、まず、専決処分とは何かという問題ですね。この辺をちょっとはっきりさせた上で伺いたいと思っております。

専決処分というのは、我々経験則であれしとったんですが、どういいますか、考え方として専決処分はどういう場合にされるのかということですが、一つはね。それから、もう一つは、この中にはほとんどが国の法律改正に伴って今回、提出されておるわけですが、仮にこれが成立しな

ったという、ここの場です、なかった場合はどうなるのかというあたりですね、この点は総務になりますかな、お世話になれたらと思っています。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。地方自治法の規定によりまして専決処分は、このような場合にできるということを規定いたしております。第179条でございます。普通地方公共団体の議会が成立しないとき、113条ただし書きの場合において、なお、会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、または議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるというふうに規定をされております。

今回の専決処分の理由といたしましては、議会の議決すべき事件について、議会を招集する時間的余裕がなかったということを経由といたしまして、専決処分をさせていただいたということでございます。

それから、国の法律が、このように決まった。それを受けて地方税法も、うちの条例も改正していくということですが、やはり地方自治体の条例で、これを規定しなければならないということがございますので、その地方自治体、地方自治体の、やはり議会の判断というものも入るであろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今、答弁をいただいたんですが、後段部分で、後半部分の答弁では自治体の意思といいますか、議会の意思が仮に今回の場合、否決という場合は尊重されるというか、それは生きてくるというふうに理解したらいいのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。まず、今回、お願いいたしておりますのは専決処分の承認を求めることということでございます。ですから、町の方で、これを専決させていただいたということがございますので、その専決処分が承認が得られなくても、この専決処分は有効であるという法的な解釈でございます。もちろん、そこには承認されなければ町としての政治的な責任は残るであろうと、そういうように書かれておるところでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） よくわかりました。もう1点、この中身ですね、提案されている中身では子ども手当の問題が非常に注目される内容になっておりますので、これに関連してお伺いしておきたいと思っています。子ども手当の財源で、当初、配偶者控除の廃止が懸案になっておりました。かなり政府当局も、なかなかいろいろとあったようですが、これは結局、廃止が残ったのでしょうか。その点はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきます。詳細については情報等、出ておりませんが、議論として、その配偶者控除をどうするかという問題については今後の検討というんですか、研究で残っておるというようにきいております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の、それでは質問に入りたいと思っています。

一つはですね、私が先ほど専決についてのお尋ねをしたのは、次の質問との関係で疑問が残るからであります。施行期日が幾つか項目立てで大きく分けて四つほどありますか、個人住民税や最後の4番の金融証券税制にかかわってありますが、施行期日が平成22年4月のものも、これは理解できるわけですが、22年10月、23年1月、また、25年1月というようなものもあるんですね。私が、一般論ですが、十分な時間があるのに、なぜ専決にされたのかという点です。この点を見解をお伺いしたいと思っています。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきます。確かに伊藤議員さんおっしゃいますように施行期日、4月1日のものもあれば、10月、たばこ税でありますと10月という形になっております。私どもといたしましては、この改正につきましては地方税法等の改正が3月31日付で公布という形、それから、4月1日から施行という形を受けまして、その改正に合わせて条例等を、関係する条例等を変えさせていただくということでございます。おっしゃいますように、たばこ税でありますと10月1日からでございますので、9月なり、6月なり議会において提案するということも考えられます。

しかしながら、過去から、その改正に合わせて、4月1日なら4月1日で専決をさせていただいておるという状況でございます。ほかの市町村につきましては伊藤議員さんおっしゃいましたような形で、分けて施行期日等を考慮して提案されているという市町村もございます。この辺ですと宮津市さんが、そういう形でされておるようです。それで今後の研究ということになりますが、私個人といたしましては1回で整理をする方がやりやすいのではないかなというように思っております。2回、3回に分けて提案させていただくということよりも、1回でさせていただく、事務的なものとしては、そういうように感じております。こうでなければならぬということはないことございまして、今後の研究とさせていただきたいと思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今回の答弁は非常に苦しい答弁だったのではないかと考えているんですが、そこは、こういう時期でしたので、議会の改選もあって、その後の直後でしたので、それは最小限、やはり専決処分の対象としては限定的にして、後で処理できる部分については分けるということにするのが、やはり丁寧な対応ではなかったかというふうに思いますので、確におっしゃるように市町村のね、ほかの市町村の対応をちょっと見てみますと、出ている場合もあるし、出てない場合もあるということで、分けられている処置もされているので、そこらは十分勘案していただきたいというふうに思っています。

次の質問に移ります。この説明によりますと16歳未満は年少扶養控除33万円が廃止されると、それから16歳以上19歳未満の控除についてはですね、33万円に大幅に削減をされるということなんですが、これによる本町の減額の影響といいますか、総額はどのようなふうになるのかという試算は当然されていると思いますが、お伺いしておきたいと思っています。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをいたします。伊藤議員さんのご質問に正解な回答ということになるかど

うわかりませんが、この年少扶養控除33万円がなくなります。それにつきまして税額にどれだけ影響するかということでのあれなんです、これちょっと住民税の所得割課税の判定基準というものがございまして、それで、その基準が所得割ですと、35万円掛ける本人プラス扶養家族プラス32万円という形になっております。それで、その限度額以内でございますと、1人のお子さんについて33万円控除がなくなりますが、今までどおり課税はないということになります。その限度額以上の方につきましては33万円の人的控除がなくなりますので、その分についての10%の分について3万3,000円についての上乗せ増額という形にはなりますが、それ今も言いました判定基準額内の方については影響はないということでございます。金額がどうのこうのでは試算をしておりません。申しわけございません。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、確かに本人の負担額というふうに言うと非常に、ケースがいろいろあるわけですから、それは難しいと思うんですね。税額と控除額との違いですからね、しかし、想定できる試算は、やはり担当課としてはやっておくべきだろうというふうに思うんですね。ですから、今後はぜひ、そこへの接近の努力をしていただきたいなというふうに思っています。

次の点ですが、この制度にかかわって、こういう、後でちょっと申し上げたいと思っているんですが、このことで廃止される、もしくは減額されることで住民税等々がふえることは今、説明の中でもあったのではないかとこのように思っているんですが、国の、私が求めたいのは国の財政補てんはどういうことが考えられているのかお伺いしたいと思っています。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 勉強不足で申しわけございません。私が今、思っておりますのはたばこ税の引き上げによって財源を確保という形で、一部財源確保という形では理解しているつもりでございます。ほかの分につきましては十分な把握はできてございませんので、お許しいただきたいと思えます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） あれですね、今、言っているように、実質的に今の制度、いわゆる今の制度やね、今度の子ども手当が導入されることで今のままいきますと、自治体にとっても長い目で見ると非常に大変なリスクを負うことになるということになりますね。簡単に、あんまり時間がありませんからあれですが、例えば所得税、住民税がふえることになって結局、住民負担はふえると。もう一つは、この手当をもらえる人はいいと思うかもしれないが、しかし、実質的に、国会でも問題になりましたけれども、手当を受ける人が控除の対象に入って、増税になるというケースがかなりあるんですね。ですから、これはパフォーマンスに近いと私は思うんですが、子ども手当でふえるような感じがしますが、増税される世帯もかなりあるということですね。ですから、ここが非常に問題だというふうに思っています。

民主党政権は子ども手当を公約にしていたわけですが、ご存じのようにマスメディアでも取り上げられていますように、反対という世論が非常に強いと、私も現場の若いお母さん方に聞いていますと、同じ子育て支援で税金を使うのなら、保育園の充実や、それから、保育料の軽減ですね、それから学校なんかの教育費の負担を軽くしてほしいとか、こういう願いが、やはり要求があるわけで、ぜひそこは考え方としては持っておられるだろうと思うんですが、国がやることで、

振り回される結果になるというのが現状でしょうけれども、そういうことが非常にやはり財政の今の実情から見て、また、あり方から見ても順序ではないかというふうに思っています。この点で福祉課長に考えを、この点での考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（井田義之） 佐賀福祉課長。

福祉課長（佐賀義之） ただいま議員さんのご質問でございますけれども、子ども手当の創設に伴って、こういった控除額がなくなるということでございます。福祉のサイドから言えば、この子ども手当というのは平成22年度につきましては月額1万3,000円の、当初予算でも申し上げておりますように10カ月分、したがって13万円を支援するということになっております。これは、ここの扶養控除のところにも書いてございますけれども、15歳になった、次の年度末までということになっておりますので、この手当の廃止になった対象まで責任をもって子ども手当を出させていただくということでございますので、今、議員がおっしゃられておりますけれども、これの子供さんがおいでましたら所得制限等がなくなりましたので、そういったことで一定恩恵はあるかなというふうには思っております。ただ、この財源的に簡単に申し上げますと平成22年度では予算額として4億600万円ぐらいの子ども手当の費用が要りますし、当然、来年これが2万6,000円になりますと9億円近くになるということでございますので、そういった財源につきましては今後、いろいろ国の方で調整されるというふうに思いますけれども、そのあたりが少し国の方できちんと積んでいただかなければ、この分を町の方に転換されるということになれば、これはちょっと待っていただきたいというようなことは申し上げなければならないというふうには思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 同じ趣旨ですが、今こういう状況の中ですね、町長にお伺いしたいんですが、子ども手当問題が自治体と住民に非常に大きな、私から言うと非常に迷惑をかける、リスクを負わせるということですので、この点で町長の子ども手当問題についての見解を求めたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 前にも申し上げたかと思いますが、やはり子ども手当、所得、それら関係なく一律補助されるということについては、やはり若干問題があるのではないかなと思いますし、むしろそういったことよりも保育所、あるいは幼稚園等々が充実できるような、そういった方向にそれぞれの自治体で考えられるような、そうしたものになってほしいなとは思っております。ただ、このことによって子供をお持ちの皆さんについては、この厳しい中で、入っている金額が少ない中に思わぬ手当が入ってくるわけですから、そうした意味ではプラスになる、町民の方にとってもプラスになる部分があるかと思っておりますけれども、なかなか事務的なこと等を考えますと、果たしてこれでいいのかなという気もいたします。

京都府の知事の、この間、コメントも出ておりましたけれども、今後について各自自治体でも考えてもいいというような、確か内容だったと思いますが、これらについては、まだまだ今後においても、今年度はこれですけれども、来年どうなるかわからないような国の財政状況の中で、いましばらく様子を見させていただきたいなというふうに思っております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） これで質問は終わりたいと思っておりますが、私の感想といたしますか、今の、この

条例を見て、先ほども言いましたけれども、今、地域主権とかということが華やかにささやかれているわけですが、本当に自治体が、自治体としての主権がね、地域主権が図られているのかといったときには今の説明やね、質疑の中でも明らかになったと思うんですけども、全く旧態依然だということですよね。ですから、その点で私は、特に財政面からもちよっと今も指摘しましたが、地域の主体性はどこにあるんだろうということを非常に疑問に思っておりまして、口で言うほど、お偉いさんは地域主権だとかいろいろなことを言いますけれども、本当の意味で、そういうやり方が問われているんじゃないかというふうに思っておりまして、ぜひ、その点は皆さんは、町を担う、運営を担っているわけですから、そういう角度からもしっかり目をすえて考えていただきたいなというふうに思っています。終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それでは、議案第47号について、2点ばかり質問したいと思っております。

まず、一つはですね、説明の中にありました(3)の65歳未満の者の公的年金の関係ですね。昨年の10月から公的年金受給者で65歳以上の住民税の対象者には年金からの引き落としが実施をされてきたと、こういうふうに理解をしておるわけですが、今回の改正で65歳未満ですね、こういった方に年金と、その他の所得があるという場合、その他給与所得がある場合、今回、いわゆる給与から特別徴収をすると、こういうふうになったわけですが、このところでですね、該当者というのは課長のつかんでいらっしゃるの大体、何名ほどあると、こういうふうに思っていますか。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきます。議員さんおっしゃいましたように、昨年10月から年金特別徴収ということで始まりまして、その中で65歳以上の方につきましては年金から特別徴収をすると、それから、65歳未満の方につきましては、先ほども申し上げましたが、納付書によって年金のかかる分については所得割をお世話になるという形でできておりました。いろいろご意見等があったようで、給与で年金以外に収入のある方ですね、給与で特別徴収されたり、それから、年金の分については普通徴収ということで納税者にとって大変不便というんですか、二度手間だというようなこともありまして、今回、また元に戻すというたらおかしいですけども、65歳未満の方については、給与のある方については、給与から一括して特別徴収するという形で、元に戻されたということでございます。

それから、何人ほど該当者があるかということでございますが、申しわけございませんが、人数については把握はしておりませんが、そんなにはないだろうというふうには思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 私は原則は、いわゆる給与から特別徴収ということで、普通徴収も可ということなんですが、私は担当課としても普通徴収の方が扱いいいんではないかなと、こういう気がするわけですが、これは申し出れば、だれでも普通徴収の扱いにすることが可能と、こういう理解でよろしいですか。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えいたします。議員さんおっしゃいますように原則特別徴収ということでご

ございますので、申し出いただければ普通徴収、納付書によって納付ということはできます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 私は担当課としても扱いいいんじゃないかと、こういうように思っておりますので、その辺も十分ご希望を聞きながら扱っていただきたいと、このようにお願いをしておきたいと思います。

次に、生命保険料控除の改組について、お尋ねをしたいと思っております。今回の改正で、この介護医療保険料控除ですね、2万8,000円というのができましたですね、これまでは生命保険料を7万円以上、年額7万円以上支払っておりますと、いわゆる3万5,000円の控除があると、こういうように住民税の場合、理解をしておるわけですが、今度の場合、今回の改正では5万6,000円を超えた場合ですね、一律2万8,000円と、こういうふうになっております。したがって、個人で生命保険には入っているんですが、医療控除、介護医療保険料には入っていないと、こういう方も、まだ、多いんじゃないかと。これは前の年金保険料控除が新設されたときと同じように、控除額が減るということになるんですが、この影響について担当課としては、どのように考えておられますか。町として影響がどうかと。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思っております。保険料控除の項目が1項目ふえました。それによりまして従前の旧部分についての保険料率等も変わってまいります、トータルとしては差はないということでございますので、個々の方についての保険料控除、たくさん納められておいて控除はどうとなりますが、総枠としては7万円が保険料ということでございますので、そう影響はないんじゃないかというふうに感じます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） トータルで変わらないということはわかっているんですけどもね。いわゆる現在の生命保険に入っていらっしゃる方の状況を見ますと、生命保険には入っているんだけど、いわゆる介護医療保険料に入っていないという方というのがあるわけですね。この入っていらっしゃる方は当然、これの恩恵を受けられるということなんですが、今まで生命保険の領収書だけ持っていけば、全部そこで、7万円を超えていけば3万5,000円と、こういうことになったわけですが、あるいは所得税の場合は、これが10万円ですが、そういうことになったわけですが、しかしながら、今回、これがふえたことによって生命保険の分が減るわけですね。いわゆる、この介護の保険に入っていないと、その生命保険料控除されないと、こういうことになるわけですね。この差額は、いわゆる町から見ますと、どういう影響を与えるかなと、このことが聞きたいので、トータルは変わらないんですよ。しかし、今の入っていらっしゃる方の趨勢を見ると、生命保険には入っているんだけど、介護医療保険には入っていないと、こういう方が、私の聞くところでは多いように思いますので、どういうことになるかなと、そこをお願いします。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきます。旧保険といいますか、平成23年12月31日以前に契約されております旧契約という部分につきましては従前どおり扱いとなりますので、3万5,000円と3万5,000円、二つ入っておれば3万5,000円、3万5,000円でトータル7万円と、控除額は7万円ということになります。したがって、2万8,000円の

5万6,000円という計算ではなくて3万5,000円、3万5,000円、7万円という形の控除の計算になりますので、ご理解いただきたいと思います。

議 長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長の方の、いろいろ考えもあると思いますけれども、私が申したことから、いわゆる、私は多少影響はあると思っているんですよ、町全体に、このことを一遍、また、税務課でも試算をしておいていただきたいなど、このよう思っております。終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第47号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例の一部改正について）は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第3 議案第48号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第48号 与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、専決処分を行いましたので、その概要をご説明申し上げます。

本案は地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日に公布、4月1日施行されることに伴い、与謝野町国民健康保険税条例の一部改正を即日、実施する必要があります。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議案第48号 与謝野町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分につきまして、ご説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律が、平成22年3月31日公布、同4月1日施行されました。国保の賦課期日は4月1日でございますので、本町の国民健康保険税条例につきましても、これに準じて改正する必要が生じましたが、議会を招集させていただく時間的余裕がなく、やむを得ず専決処分させていただいたものでございます。

議案資料の24ページをお開きいただきまして、新旧対照表をごらんいただきたいというふう

に思います。条例の主な改正点といたしまして、賦課限度額の引き上げと特例対象被保険者等に対する保険税の軽減措置でございます。

一つ目の賦課限度額の引き上げにつきましては、第2条と第21条関係でございます。現在、国民健康保険税の賦課限度額につきましては、基礎課税額が47万円、後期高齢者支援金等課税額が12万円、介護納付金課税額が10万円、合計69万円となっております。今回の条例改正は、この国民健康保険税の賦課限度額のうち基礎課税額47万円を3万円引き上げ50万円に、後期高齢者支援金等課税額12万円を1万円引き上げ13万円に、介護納付金課税額10万円は据え置きとなっております、合計73万円とするものでございます。

二つ目の改正といたしまして、特例対象被保険者等に対する国民健康保険税の軽減措置でございます。第21条の2と第22条の2関係でございます。これにつきましては65歳未満の非自発的失業者、いわゆる解雇、雇いどめなど、自己都合以外で退職され、国民健康保険に加入されている方に対しまして国民健康保険税をおおむね在職中の水準に維持するため税の算定となる前年度の給与所得を当該年度と翌年度の2カ年度におきまして100分の30として計算し、失業者の方の加重的負担を軽減するというものでございます。その他法律名の変更に伴いまして関係条文の整理をしております。

なお、資料の31ページに条例一部改正の要点、それから32ページに保険税軽減の対象期間のフロー図をつけておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、提案説明とさせていただきます。十分ご審議いただきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、国保税条例の改正ということで、これについても専決ですが、一、二点だけ質問させていただきたいと思っています。

この間、いろいろな方々にお出会いする機会もあったわけですが、非常に厳しい情勢のもとで家計の中での、いわゆる国保の負担というのが非常に厳しいものがあるということが、いろいろな方々から出ておまして、非常に大変な暮らしになっているなということを感じているわけです。その中で、前の議会でも述べましたが、伊根町について、いわゆる所得が非常に低いというのが本町の状況なわけですが、そういう中での国保が高いというのは非常に厳しいものが一層明確になってくるのではないかというふうに思っているわけですね。特に非常に低所得層の場合にですね、この間、祭りもあり、それから近所つき合いですね、等々も、いろいろな出費もあったのでしょ、祭りの、それこそ翌日のかさ直しなんかの場でも、そういう話がやはり出るんですね。非常に深刻な話をされておりましたけれども、そういう中で、今言った状況なんですが、質問を一つしたいと思っているんですが、それは年に一度ですかね、府の方に出すんだろうと思いますが、国保世帯の平均所得というのは、今、幾らになっているのかということです。手持ちでなかったら後でもいいんですけども、それが一つとね。

それから、その中での税の負担割合ですね、税の負担割合はどういう状況になっているのかというあたりは、ぜひ、わかれば教えていただきたいなというふうに思っております。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 伊藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問として平均所得というふうなことでございますが、現時点での国保、被保険者全体にかかります基準所得ということで、全体で厳しい内容のご報告をさせていただくんですが、個々の平均所得というふうなことでは、ちょっと現在、資料を持ち合わせておりませんのでご了解いただきたいのですが、各年度、賦課をするに当たりまして国保の被保険者の方の基準所得というものを全体として把握するわけなんです、平成19年度から今日までの各年度を試算する中で、各年度4億円なり3億円なりというふうな形で、全体として対象となる方の所得全体が落ちているというふうなことでございます。そういった中で税率を掛けさせて、所得割税率を掛けさせていただいて保険税としてお世話になるんですが、医療費につきましては右肩上がり上がっている状況の中なんです、保険税については税率を掛けても所得は低くなることによって税の確保ができないというふうな、大変厳しい状況になっております。

それで、税の負担割合ということなんです、応能割、要するに所得割と資産割、それから応益割ということで、均等割、平等割というふうな割り方をするんですが、それにつきまして平準化する50対50にもっていくというふうなことが国保の法律の中でもうたわれておるんですが、そういう所得の落ち込み等によりまして、所得割の率50%を少し割っているというふうな、バランスがちょっと崩れているというふうな状況でございます。以上です。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 詳細には後刻でも教えていただきたいというふうに思っていますので、私、またお伺いします。

もう1点はですね、いわゆる資料の中でも説明が今ありましたが、いわゆる非自発的失業者の国保税の軽減についてということで30%、約3割になるという説明だったと思うんですが、この点で、それこそ国の財政補てんとかいうのはないんですか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

国の特別調整交付金で補てんするというふうに聞いております。

7 番（伊藤幸男） 終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑は。

15番、勢旗議員。

15 番（勢旗 毅） それでは、国民健康保険税の条例につきまして、2点ほどお伺いをしたいと思っております。

まずですね、今回73万円ということで、これまでから考えると、そういう、今、課長さんから説明があったように、いわゆる所得が非常に下がっているということの中で、非常に重たいなという気がするんですが、国保の運営協議会ではですね、この後の非自発的失業者の関係も含めて、議論としてはどういう議論になっておりましたか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 毎年、2月ごろですか、当初予算を前に国保の運協という形でご議論をいただくんですが、今回の、この条例改正についても、ご提案させていただいて、説明させていただいております。そのことに関して、特にどうこうというふうなご意見はいただいております、と記

憶しております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 今回の、いわゆる73万円に引き上げられることで、この限度いっぱい到達する世帯というのは、大体、担当課ではどのぐらいあるというふうに考えていらっしゃいますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 勢旗議員ご質問の、現在の、その限度額世帯についてのご質問でございますが、現在、医療保険としましての限度額は46世帯でございます。後期高齢者支援分につきましては111世帯でございます。今回、改正はございませんが、介護保険につきまして47世帯という限度額の世帯ということでございます。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 厚生労働省の試算された数字を見ますと、やはりその国保税が社会保険に比べて相当高いと、こういうふうに発表、厚労省自体が発表しているんですが、うちの町の場合では、課長としてはどのような状況だと思っておりますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。正確に数字の比較をしているということではないんですが、国民健康保険といいますが、被用者保険等が退職されて、国民健康保険に加入される。それから、自営業者等の方が入るといふような構成になっております。そういう中で、所得については、比較的低い方が多く構成されているというふうな中で、現在ご負担いただいている保険料については、ご負担が重いのかなというふうな感じは思っておりますが、他の保険、協会健保等も保険料率がかなり今年度から上がったようになっておりますし、ほかの健保等の数字も正確に比較しておりませんので、一概には言えませんが、私の思うところでは、そのような感じではないかなというふうに思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 次に、この非自発的失業者の保険税の軽減について、2点ほどお伺いしたいんですが、一つはですね、この期間は2年間というふうになっておるんですけども、この制度そのものは恒久的なものだと、こういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

繰りかえいただいた資料によりますと恒久的な措置で、今後も継続していくというふうにお聞きしております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

1 5 番（勢旗 毅） 厚労省が発表しております資料を見ますと、例えば給与収入が150万円で、この健康保険に加入をしている場合ですね、厚労省の試算では、健保の保険料率を全国平均8.2%としますと、この失業者の場合6万2,000円。それから、これが国保になると13万4,000円と、こういうことで、これを軽減制度では7割軽減にするんだと、こういう発表をされておると読めるんですが、先ほど伊藤議員から質問がありました、いわゆる特別調整交付金で、この分を全部国が補てんとすると、こういう理解でよろしいですか。再度ちょっと念を押しときます。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。国からの資料によりますと、給与所得を100分の32、再計算した後、軽減判定の措置をするというふうなことでございますので、それにつきまして、財政基盤制度等の国からの支援も受けられるというふうなことで認識しております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） それとですね、この一つの考え方になっておるのは、この対象者が、8割まで国保に大体入られるであろうという組み立てのように見えるんですが、その辺については、課長はどのように考えていらっしゃいますか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたします。

今回の、この非自発的失業者につきましては、ハローワークの方で発行されます資格受給者証ですか、雇用保険受給資格証というものが発行されている、その中で解雇の理由、コードで表示されているんですが、それに該当する方が対象になるというふうなことで、逆に言えば、その該当しない回答理由コード以外の方は、この措置は受けれないというふうなことでございまして、先ほど議員言われました、どれぐらいの方が国保に入られるのか、それか、どなたかの被扶養者になられるのか、ちょっと数字としては把握できておりません。以上です。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） そこでですね、いわゆる社会保険の任意継続をですね、私は選択をされる方があってもいいし、当然あると、こういうふうに思っているんですが、そここのところについては担当課でも研究をしていただきまして、どちらかがベターなんかな、それぞれによって違うと思うんですが、一つこのことについては、私は研究してみる必要があると、こういうふうに思っております。

それから、問題は今、課長の話の中にありました、いわゆるハローワークを得ない人ですね、いわゆるそういった事業所に勤めてなくて、同じような状況になった人というのは当然起るわけですが、これが一つ。

それから、もう一つは、65歳以上の方ですね、この方の場合の扱いについて、当然これは条例減免に対象になると、こういうふうに思っておるんですが、そここのところはどうでしょう。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えいたします。

退職されまして、社会保険の任意継続を選択されるのか、それから国民健康保険に加入されるのかにつきまして、よくご相談をいただいております。国保の試算をしてくれというふうなことで、ご依頼がありまして、そういった中で個別に、今の時点でのわかり得る課税資料の最新の情報を持って、丁寧に対応させていただいておるということで、ご本人が選択できるような情報をお届けするようにしております。

それから、今回の条例改正につきましては、65歳未満の方が対象というふうなことでございまして、ご質問のように65歳以上の方につきましては、その個別の状況を見させていただいて、条例減免の中で対応ができれば、そちらの方でしていくというふうなことになろうかと思っております。

議長（井田義之） 勢旗議員。

15番（勢旗 毅） 課長、今できればということですが、これはもうぜひ、それに、条例減免に当然、当てはめていただかないと、大きな今度、こういうふうには差ができるわけですから、ぜひ、そういった構えでお願いをしておきたい、このように思っております。終わります。

議長（井田義之） 1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について質問をいたします。まず、この内容の中には国保税の税率の変更が入っていません。これについては、6月議会でされるのか、それとも同じように専決でされる予定であるけれども、変更されないのに入っていないのか、これはどちらでしょうか、保健課長さん。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問の内容は、22年度の保険税の改定のことでございますか。

野村議員ご質問の22年度の保険税の改定につきましては、せんだって町長とも協議させていただき中で、今年度につきましては、財調基金等の補てんを行いながら何とかやっていくというふうなことで、今年度については従来どおりの税率で行うということ、原課としては賦課に当たっての準備をさせていただいております。

議長（井田義之） 野村議員。

1番（野村生八） 今回、先ほど指摘でありましたように、ほかの自治体では16%、17%の大幅な引き上げをされているところもありますが、先ほどの答弁ありましたように、当町でき引き揚げをしないと、そのための措置を講ずるということで、後で財政的な措置も、国保会計でつくるというふうに思っていますが、非常にそういう点では、非常にありがたいというふうに思っています。

ただ、私が先ほど聞いたのは、通常3月議会で、最高限度額と同じように、もし下げるにしても上げるにしても、専決でやるというお考えなのか、そうではなくて、上げるにしても下げるにしても6月議会でするお考えなのか、その点はどうでしょう。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 税率改正につきまして、6月議会でも提案させていただき予定はございません。

1番（野村生八） いや、予定じゃなく考え方、変える場合は3月専決なのか、6月議会なのか。

保健課長（泉谷貞行） 税率改定させていただき場合には、3月議会で税率の条例改正の提案をさせていただきます。

1番（野村生八） 専決。

保健課長（泉谷貞行） 専決ではなくて、3月議会の当初議会の中で議案、お世話になりたいというふうに考えております。

状況によりまして、6月も全くないというふうなことはないということをご理解いただきたいと思います。

議長（井田義之） 野村議員。

1番（野村生八） 今、答弁がありましたように、国保税の賦課についてはですね、6月議会で、野田川のときはずっとそうでしたし、与謝野町でも最初そうで、この間はなかったのではありませんでした。

6月議会で税率決定して、すぐに配付されてというふうな形でされてきました。今、答弁ありましたように、そういうこともある得るという答弁だったと思うんですが、その6月議会でもいわけですね。やれるということですね。そこで、私は質問したいのは、この国の国民健康保険税の、この法律ではですね、この最高限度額が引き上げられましたが、この限度額にしなければならぬという法律なのかどうかについてはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 国の法律の改正に伴いまして、与謝野町といたしましても、条例改正によりまして、限度額の改正が必要であるというふうな認識のもとに改正をさせていただいております。法律のとおり条例化しなければならないというものではないというふうに認識はしております。

議長（井田義之） 質問の途中ですが、11時5分まで休憩いたします。

（休憩 午前10時45分）

（再開 午前11時 5分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き質疑を行います。

1番、野村議員。

1番（野村生八） 先ほどの税条例については、国の法律改正のとおり自治体が改正しなければならないという、非常に束縛された内容がほとんどだろうというふうに思っています。

しかし、今、指摘したとおり、答弁にありましたように、この国民健康保険税条例についてはですね、国の法律が変わったから変えなければならないというものではないんですね。その自治体の意思で条例を変える問題なんです。それを専決処分でやるというときには、本当に、その次の定例会なり、あるいは臨時会を開いてでもということができないというときにやるということ以外はですね、これはあってはならないというふうに私は思うんですよ。最初、伊藤議員の質問に対して、つまり専決処分されると、理事者が決めた内容に対して、議会が多数の意思を持ってしても、それをとめることができないわけですからね。それぐらい大事な内容が、この専決処分です。ですから、そんな事務の効率的な問題とか、そんなことで、専決処分というのは、これはあってはならないというふうに思っています。そういう意味で、今後、先ほどありましたが、私はもっとですね、先ほどの期間があるのなら、それを分けて、そして、こういう独自の判断が要る問題は、本当に専決処分しない、とりわけ条例改正は専決処分しないというのが基本的な姿勢を持つ必要があるというふうに思っています。これについては、副町長でも、町長でも結構ですが、どのようにお考えなのか、ご答弁をいただきたいと思います。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） 確かにそういうことが言えるかというふうに思います。ただ、今回については、そうした議会を持つことができなかったという、そうした事情もございます。そうした中で専決をやらせていただいたということで、今後については、それらも含め、もう少し慎重な取り扱いをさせていただきたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 先ほどの野村議員のご質問について、補足の答弁をさせていただきたいというふうに思います。

今回の条例改正、賦課限度額でございますが、それについて法律どおりしなければならないか

というふうなことでございますが、この法律の定めます限度以内であれば、条例の制定する中で違法ではないというふうなことでございます。

逆の場合ですと、当然、違法、法律以上の限度額を定めると違法ということでございます。今回の、この限度額の改正に伴います条例改正につきましては、趣旨といたしまして、医療費の増嵩に伴います、必要になる保険税総額がふえていると、そういう、避けられない中で、既に中所得者、低所得者の方についての負担が加重になっているという現状の中で、今回については高所得者の方に対する負担を求めていくんだというふうなことから、限度額の改正がされているというふうにお聞きしております。

それから、専決処分させていただいた経過でございますが、国の方の審議ができておまして、現実、先ほどの提案説明でもさせていただきましました法律の公布が3月31日で、施行が4月1日というふうなことでございます。それを受けまして、国保の賦課期日は4月1日というふうなことでございまして、タイトなスケジュールの中で専決処分させていただかなければ対応できなかったというふうなことをご理解いただきたいというふうに思っております。

それから、もう1点、先ほどの法律どおり限度額を定めさせていただいて、条例改正させていただいております。これにつきましては、国等から特別調整交付金等もいただいとるわけなんです、国の指導といいますか、国、府も含めました、その指導、法律どおり施行しているというふうな中から、そういった特特の中にも影響がなされているんだなというふうに認識しております。以上でございます。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 国の法律が3月31日で4月1日からというふうに言われましたけれども、その4月1日から、この与謝野町議会では、この限度額に引き上げるべきかどうかということを、議会において審議して決定すべきだと、今の課長の答弁は、もうはなから4月1日から、この国の法律が変えられたので、限度額は引き上げるのは当然だという思いで専決処分をされたというふうにお聞きしましたが、それはやはりそうじゃなくて、丁寧に議会に諮って、与謝野町議会で決めれることは議会に諮って決めると、そのために、例えば6月議会でも間に合うと、あるいは、引き上げないという結論もあってですね、来年の4月1日までに変えればいいのか、それはどうなるかは別にしてですね、やはりそれは、そういう形でやるべきで、専決でやるべきではないのではないかとこのことを指摘をいたしました。したがって、私や伊藤議員が指摘したのは、その6月議会で間に合うのかどうかということを質疑して、間に合うという答弁だったので、そういうことを言ってるわけで、今後について、そういう形で、全くしゃくし定規にきちっとなっていないのであかんという意味ではないですが、その内容をしっかりと踏まえてもらって、その辺の判断はしていただきたいということを改めて指摘をしておきます。

次に、時間の関係で、自発的意思による国保税の減額の問題について質問いたします。

先ほどありましたように、非常に、この3月議会で、一般質問で、この国保の問題について取り上げて国の、地方への交付金がですね、総額で約半分に減らされたと、そのために国保税を大幅に引き上げざるを得ないと、前から見れば2倍ぐらいになっているということを指摘いたしました。そういう中で民主党政権は、この国からの、こういうお金、元に戻していく、引き上げていくということを公約いたしました、なかなか実現には、まだ至ってなくて、唯一、ふやさ

たのが、今までみたいに、さらに下げるといことはしませんでしたが、唯一上がったのが、この部分と、この非自発的な部分についての財源措置がされたということだというふうに理解をしています。しかしですね、先ほどお聞きしますと、この国の財源措置は特別交付税だと。すみません。特別調整交付金ですね、ですから、今までの話ですと国保の、この国からのお金は総額の額が決められていて、今回みたいに新しい措置で財源保障されると、ほかの今までの部分が減るといふような答弁がありました。今回も、もしそうであれば、その財源措置がされても、結局は総額では変わらずに町税、町の負担と被保険者の負担ということになりはしないかというふうに、ちょっと不安を持ったわけですが、その辺ではどうなっていますでしょうか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えしたいと思います。いろいろな制度が改正されるために、財源補てんとして国の調整交付金を充てるとか、いろいろ国からの通知にございますが、全体としましては議員おっしゃいますように、総枠としての予算が決められている中での、あとは配分の問題かなというふうには思っておりますが、全体として総額調整されるということなんです、どちらがふえて、こちらが減ってというふうなことまでは、ちょっとこちらの方ではわかりませんので、感じとしては、そう思っておりますが、具体的にどう、幾らというふうなことまでは、ちょっと現時点で申し上げられませんので、ご了承いただきたいと思ひます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今までの自公政権のもとではそういうやり方でしたが、今回、民主党政権に変わって、先ほど言いましたように、これ以上減らさないということはあると思ひますが、期待はしていますが、これについてもですね、たしか40億円だったと思ひますが、予算措置がされたというふうに書いてありましたので、多分今までと違って、その分が上積みされているのではないかなと思ひんですが、そこら辺はですね、ぜひご確認いただきまして、今後もそういうふうな調整交付金で措置すると言ひながら、総額は・・されてないということはやめていただくということで、その分ちゃんとふやしていただくということで、国に対してぜひ求めていただきたいというふうに思ひますが、これについてはいかがでしょうか。

どちらが、町長でしょうか、はい。

議長（井田義之） 太田町長。

町長（太田貴美） これらについても、我が町だけでということにはなかなかありませんので、やはり、その問題提起として、町村会あたりの中で提起をした中で、全体で取り組んでいくということをしていただきたいと思ひます。そうではない町村があるかも知れませんので、その辺のところ、また論議をさせていただきたいと思ひます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） ぜひよろしくお願ひします。これ以上、国からの負担が減ったり等々しますとですね、もう国保制度はもたないというふうに思ひます。

それでですね、もう時間がほとんどありませんが、この最高限度額になる方の収入なり所得というのは、どのぐらいになるのか、サンプルの家族構成等々ですね、どのように試算をされて、今回引き上げても負担上、大丈夫だと判断されたのか、そのことをお聞きしたい。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 議員のご質問にお答えいたします。

先ほど、現時点での、その限度額の対象世帯を申し上げさせていただきました。その中で4人家族構成でというふうなことで試算をいたしますと、そして固定資産税が10万円というふうな家庭で計算させていただきますと、50万円の限度額になる世帯の方の所得といたしまして、基礎控除前で約820万円でございます。

後期高齢者につきましては、同様な形で試算いたしまして、約520万円の所得で13万円の限度額になってまいります。以上でございます。

議 長（井田義之） 野村議員、簡潔にまとめてください。

1 番（野村生八） はい。この限度額はですね、一貫して過去から引き上げられてきて、それにかかわる対象の収入の部分はですね、どんどん上がってきて、最高限度額もどんどん上がってくるということなのですが、私は指摘だけしときますが、以前のときの所得割とかですね、あるいは一人当たりとかいう、フィフティ・フィフティという、50対50にという話がありましたが、それとの関係で言えば、これだけ連続して上げてくると、昔の状態の50対50が適正なのかどうかという問題とは、かなりもう変わってきているのではないかというふうに思っています。いわゆる対象になっている世帯、所得等々含めて。

議 長（井田義之） 野村議員、時間になりました。

1 番（野村生八） はい、その点は、また後ほど質問します。ありがとうございました。

議 長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第48号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について）は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第4 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第49号 与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例について専決処分したので、その概要をご説明申し上げます。

本案は、平成19年度から水洗化事業の一環として施設整備を行ってきました温江地区の農業集落排水事業につきまして、平成22年3月31日の供用開始までに、処理場の名称を定める必要があったところでございますが、地元との協議に時間を要し、供用開始の直前になって大虫の

里浄化センターと正式に決定したところでございます。この決定に伴い、平成22年3月31日の供用開始までの間に、与謝野町農業集落排水処理施設条例の一部改正を実施する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行ったところでございます。同条第3項の規定によれば、専決処分を行いました場合は、次の議会において、これを議会に報告し、承認を求めることとなっておりますので、このようにご提案申し上げたものでございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありますか。
（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、これより採決をします。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（井田義之） 起立全員であります。
よって、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町農業集落排水処理施設の一部改正について）は、承認することに決定いたしました。
次に、日程第5 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第11号））を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
太田町長。

町長（太田貴美） 議案第50号の平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は2,251万9,000円を減額し、総額を125億911万円といたしております。

最終に全科目共通でございますが、おのおのの事務事業の実績見込みなどから不用となります経費につきまして減額をさせていただいております。内容によっては、事業費の見込みを立てがたかったものもあり、多くの不用額が発生いたしておりますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、まず、歳出から主なものについてご説明申し上げます。

28から37ページの第2款総務費は、ほとんどが不用額による減額でございます。総額で1,348万2,000円減額いたしております。各種事務事業の実績により減額、あるいは増額するものでございます。

次に、36、37ページの第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費では、国民健康保険特別会計繰出金を、総額で9,144万9,000円追加いたしております。事業勘定で出産育児一時金などの分として255万1,000円減額するとともに、今後の国保会計の収支の見込みから近隣市、町でも財源調整を行っておりますように、当町でも国民健康保険事業

財政調整基金に積み立てを行うこととし、1億円を繰り出すこととしております。

また、直診勘定につきましては、特別会計での収支から600万円を減額いたしております。地域福祉整備事業では、旧織物・機械金属振興センター跡の野田川共同作業所整備に対する地域福祉空間整備事業交付金を実績により1,164万円減額いたしております。

第2目障害福祉費は、各障害者福祉事業の実績から、総額で2,782万7,000円減額いたしております。

38、39ページからの第3目高齢者福祉費でも、それぞれの事業実績により、総額で615万9,000円減額いたしております。

次に、42、43ページの第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目保健衛生総務費では、保健衛生総務費一般経費を1億円追加いたしております。簡易水道特別会計での改修事業費の精査に伴い簡易水道事業債の発行額を含む収支見込みから、当初からの通常分と建設改良分を相殺し4,500万円。また、新たに統合に向けた財源調整として、簡易水道財政調整基金積立分として5,500万円をそれぞれ追加いたしております。

第2目予防費では、新型インフルエンザ予防接種事業を実績により2,429万4,000円減額いたしております。

次に、46、47ページの第5款労働費、第1項労働諸費、第2目雇用対策費では、緊急雇用対策事業を1,438万6,000円減額いたしております。ハローワークの雇用調整助成金に上乗せ補助を行うこととし、緊急雇用安定化助成金で支援するものでありましたが、実績により減額いたすものでございます。

第4目経済危機対策費は、各種経済対策事業を実績により、総額で3,962万3,000円減額いたしております。

次に、52から55ページにかけての第6款農林水産業費は、それぞれの事業実績によるもので、総額で728万6,000円減額いたしております。

次の54ページから57ページにかけての第7款商工費につきましても、ほとんどが事業実績により減額を行っております。

なお、57ページの商工業振興費一般経費は、平成21年度に策定しました産業振興ビジョンを具現化するため、それらの財源として産業振興基金に1億円を積み立てることとしております。

次に、56ページから61ページにかけての第8款土木費、第9款消防費は、それぞれの事業実績により不用額の減額を行っております。

次に、60ページから67ページへかけての第10款教育費は、5事業すべて実績により減額を行っております。中でも60、61ページの第1項教育総務費、第3目教育振興費、学校ICT環境整備事業は、校内LAN配線工事及び地デジ設備工事の入札による請負減等で、工事請負費を3,182万円、電子黒板や地デジ対応テレビの購入に伴う請負減で、備品購入費を2,108万2,000円、それぞれ減額いたしております。

次に、66、67ページの第12款公債費は、平成20年度及び21年度への繰越事業の起債発行額の確定等により、元金、利子合わせて総額で1,998万7,000円減額いたしております。

最後に、第13款予備費は1,173万7,000円追加し、調整いたしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。

第1款町税は、第1項町民税から第5項都市計画税まで、各税目の収入見込みから、総額で2,778万2,000円減額いたしております。

第2款地方譲与税から、次のページへかけての第10款交通安全対策特別交付金は、交付決定により、追加あるいは減額いたしております。その中で第9款地方交付税では、特例交付税を1億5,754万3,000円追加いたしております。

次に、20ページから、第13款国庫支出金から第14款府支出金は、いずれも歳出でご説明いたしました各事業の実績により交付決定がありましたので、追加あるいは減額し整理いたしております。なお、国庫支出金の中で、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金では、地域活性化きめ細やかな臨時交付金を追加内示により2,933万3,000円追加いたしております。本交付金の追加に伴い町債の発行を減額いたしております。

また、府補助金の中で、京都府未来づくり交付金の追加内示があったことから、各種対象事業に充当することとし、総額で2,431万円追加いたしております。そのうち、昨年度に引き続き、本年度も財政力が脆弱な小規模市町村で行政改革の努力を行っているにもかかわらず、厳しい財政状況にある場合ということで行政改革、財政緊急支援枠などで2,381万円を追加交付いただいております。

次に、24、25ページの第17款繰入金は、第1項基金繰入金を総額で9,218万円減額いたしております。

その主なものといたしましては、第1目財政調整基金繰入金を8,000万円、第12目地域福祉振興基金繰入金を1,164万円減額いたしております。

第2項特別会計繰入金、第3目介護保険特別会計繰入金は、訪問リハビリテーション事業の収益を繰り入れるもので550万円追加いたしております。

第19款諸収入、第3項貸付金元利収入は、商工業者資金融資貸付金を歳出で、預託金を減額したのと同額の2,000万円減額いたしております。

最後に、第20款町債は総額で5,100万円減額いたしております。既に予算計上しておりましたものについて、対象事業費の精査や国の交付金の充当等により、それぞれ追加、あるいは減額するものでございます。

なお、11ページに第3表地方債補正を計上し、同額を変更しております。

また、10ページに第2表繰越明許費補正を計上し、追加あるいは変更いたしております。

今回の追加では、第2款総務費で山河地区で実施します、携帯電話基地局敷設整備事業を1,800万円、加悦地域の有線テレビ拡張事業6億9,541万7,000円、それぞれ繰り越しております。

また、第5款労働費では、有線テレビ加入促進事業で、年度内に完了できなかった分として、補助金を6,039万6,000円、野田川、岩滝の公共施設間と各庁舎間のイントラネット網の整備、構築として情報通信基盤整備事業を2,178万1,000円、それぞれ繰り越しております。なお、変更につきましては、年度内執行見込みの変更によるもので、廃止につきましては

は、年度内に執行済となったことによるものでございます。

以上が、平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第11号）の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、21年度の一般会計の補正予算の専決について、質問いたします。

まず、今回の専決で、ほとんど事業の精査という説明がありましたが、それが数たくさんありますが、その中で国保への繰り入れ、産業振興基金への繰り入れ、簡易水道への繰り入れ、これについて大きな額が繰り入れられておるといのが特徴だろうなというふうに思っています。

それで、水道と国保は、その会計のときに質問したいと思いますが、まず、産業振興基金への繰り入れについては、なぜこの1億円を繰り入れるのか、この点について商工観光課長にお聞きします。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

町長の方からの提案説明にもございましたように、ご承知のとおり、一昨年は観光振興ビジョン、そして本年21年度につきましては、間もなく皆さんのお手元に配付できるというふうに思っていますが、産業振興ビジョン、大きな産業振興の2本柱が具体的な行動計画、行動プログラムを乗せた形で計画が策定できましたので、これを力強く推進するために、私どもの方としましては、理事者を含め、できるだけ担保といいますか、基金をお世話になりたいという中で、このような形をとっていただいたというふうに思っております、非常にありがたく思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1番（野村生八） 今、この専決された時点で22年度にですね、具体的に、こういう形でということではなくて、とりあえずその準備のために基金を繰り入れられたという答弁だったのかなというふうに思いますが、そのこと自身は非常に、私は非常に大事な事かなというふうに思っています。しかし、今、言われた内容についてですね、先ほどから専決の問題を取り上げてますので、引き続き取り上げますが、それが本当にいいのかどうかということについて、まさに、これ予算の審議にかかわってくる問題だと思うんですね。産業振興ビジョンの内容、そして、それに基づいてどういうことを今からやろうとされるという内容結果が出たのか。それを見てですね、この基金の積み立てが1億でいいのか、もっと少なくていいのか、もっと多く必要なのか、こういうことを我々は議論はするべき立場にあるだろうと思ってまして、こういう問題についても、この3月31日で専決処分されたということについては、これもいかがなものかと思っています。

もう1点はですね、企画財政課長に質問しますが、これだけの額の事業の調整をされているという中で、これ決算になると、この部分はもう出てこないわけですね、不用額としては、こういう形でされると、決算のときの審議が非常に不明確になりはしないかと、これどこの町もこういう形で3月31日の、しかも専決です、これだけの不用額の整理がされるということなのか。これについては、どのようにお考えでしょうか。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

まず、産業振興基金への積み立てでございますけれども、この専決補正をするときに、そういうご指摘もあろうかということで迷ったわけでございます。ございますが、ただ単に不用額を残して繰越金として計上するよりも、今、与謝野町に何が求められているのか、やはり経済が非常に疲弊をして、産業の振興を望む声は非常に強いわけでございまして、しかも、産業振興計画ですか、ビジョンですか、そういったものもでき上がってくると。ですから、これを実行していくといえますか、産業振興のためにお金を使っていくために、それを積み立てるまでの経費については、専決も許されるんじゃないかというふうに判断をいたしました。そして、じゃあその基金をどのように経費に充当していくのかということにつきましては、今後、予算の中で議論していただく機会があるというふうに思っておりますので、産業振興基金に積み立てをさせていただくというところまではお許しがいただけるのではないかと、私どもの解釈でございます。

それから、各市町村、それぞれ3月31日で専決処分を行っております。私どもといたしましては、なぜこのように不用額を、この時期に整理をさせていただくのかという、一つには理由がございます。

一つには、やはり官庁には、民間にはない出納閉鎖期間というものがございます。4月、5月でございますけれども。いわゆる国の方でもいろいろと指摘されておりますけれども、いわゆる官庁の使い切り予算という考え方があります。余ったお金は使うんだと、ですから、そういったことを防ぐという意味でもきっちり不用額というものは整理をしておきたいというふうに思っております。

そういうふうな考えで、私どもの専決処分をさせていただいたということで、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 産業振興基金に1億円積み立てるのは、いわばすべての議員の理解が得られる、当然のことだろうという答弁だと思いますが、6月議会があるわけですね、当然。それはですね、3月議会では、新しい町長のもとでの執行がされるので、政策的な予算は全部なくすという形で当初予算は組まれました。当然、6月議会に、それが出てくるわけですね。そのときに一緒に、こういう形で産業振興については、これだけの基金を入れて予算の確保をしてやるんだということを提案されるということでも十分、今、言われたことはですね、示せるだろうというふうに私は思うわけですね。そういう点では、これについても、そういう形の方の望ましいだろうと思いますが、これ再度お聞きしたいのと。

それから、出納閉鎖の問題を言われましたが、ちょっとそれについてはですね、なぜそういう形で3月31日に専決する方が使い切りを防げるとか、ちょっと理解がしにくかったので、もう一度ご説明をお願いしたいと思います。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。確かに野村議員ご指摘のように、6月議会で提案という方法もあろうかというふうに思いますけれども、そのときに、じゃあその財源を何に求めるのかということになってきますと、繰越金という格好で計上をして、それを産業振興基金に積むと、こういうふうな仕様になるかと思っておりますけれども、しかし、6月議会の時点で前年度繰越金を精査して計上するということは非常に難しいと、いわゆる出納閉鎖が終わる

5月31日をもって決算ができるわけですが、6月議会の議案の提出については、もっと早いはずでございます。そういう中で、それを精査して出すということは非常に困難でありますし、もう一つ、仕組み上、決算剰余金の2分の1は財政調整基金に積み立てるということになっておりますので、いわゆる財政調整基金でもいいわけですが、やはり与謝野町は今、何がしたいのかということを確認するという意味では、やはり産業振興基金に、今、積み立てておいて、その用途については十分予算で議論をしていただくということがいいのではないかと判断をさせていただいたということでございます。

それから、使い切り予算といいますけれども、いわゆる、もちろんいろいろな出納閉鎖ということがございますけれども、いわゆる使い切り予算といいますのは、出納閉鎖時期に購入をするというような手法も、過去にはあったわけでございますので、そういったことは、もちろんおかしいわけですが、そういう傾向もあったわけでございますので、そういったことをきっちり防いで、要らないものは要らないということで整理をしていくと、そして有効な使い方をしていくということがねらいでございますので、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 繰越金の精査は当然間に合わないだろうと思います。しかしですね、当然、予算を組むわけですから、産業振興にこれだけの予算で、これから臨んでいくという形で組まれて、そして財源が足らなければ財政調整基金から、その分を繰り入れていくというのが本来のあり方ではないかと、十分それでやれるのではないかと、それがだめだというふうに思いませんので、時間がないので、これ以上言いませんが、私はそういう形にすべきではなかったのかなというふうに思っています。

それから、もう一つの点は出納閉鎖後に使われることがあるというのは、私は想定していませんでしたので、そんなことはないだろうと3月31日以降、21年度の予算が使われることはまずないのでね、そんな、いわゆるほかに使い切るために何かがされるということはないだろうと、これが12月等々であれば十分理解ができます。3月31日でこれだけやられてですね、そして、そういう意味では、今この議会で、決算審議みたいなことをせんなんわけですね。なぜこの不用額はということまで、とてもそういう状況には、この臨時議会でできないわけで、それは今後ですね、そういうこともぜひ考慮いただくということが必要かなと思っています。これについては、もしご意見がありましたら述べていただいたら結構ですが、私は指摘だけしておきます。

それでですね、次の質問に移りますが、47ページの緊急雇用の関係での1,438万6,000円の減額が出ていますが、ハローワークへの助成金の事業の調整ということですが、これについては、これだけの額が与謝野町で使える枠としてあったと思うんですが、そうなのかどうか、いわゆる、これは枠だけではなくて、事業をすればどんどんふえていくという、そういう予算なのか、この点の確認と。もし枠で配分されたものを、これに使ったということであれば、この残った金額については22年度も含めて、今後この部分が新たに違うものに使えていけるのかどうか、この点についてお聞きします。

議長（井田義之） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。労働対策ということで所管、私どもの方が事務処理をしておりますが、ご承知のとおり各課から雇用対策として有効な事業を上げていただきまして、京

都府と調整をしております。ふるさとと緊急雇用と二つの制度があるわけですが、交付金ということでございますので、3年間の枠をいただいております。そういった中で、今回の事業を行っていく中で、当然、事務費、それから人件費も含めて変更が出てまいりますので、その額を精査したということでございます。

したがって、その額につきましては、枠でございますので一定の、3年間いただきます交付金の中で十分活用していくという形がとれるということでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） それでしたら、ぜひ、さらに有効な雇用対策の事業を考えていただいて、取り組みを早急にさせていただきたいというふうに思います。

それで、残された時間で、今回、大きな金額が、ほかの会計に繰り入れられる。あるいは基金に繰り入れられるということで、また、収入の面では財政調整基金からの繰り入れも8,000万円がなくなって、いわゆるゼロになるというふうなことから想定すればですね、21年度の決算内容は、かなり財政的に好調な内容になっているのかなというふうに思いますが、これについては企画財政課長、どのような傾向になっているのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。当初8,000万円程度、財政調整基金から繰り入れをして、予算を組み立てておりましたが、最終的には、そういったものの繰り入れの必要もなくなったということでございます。

一応、全基金でございますけれども、財政調整基金から、その他特定目的基金等ございますが、20年度末が27億6,900万円程度でございましたが、21年末には33億9,800万円程度までふえるということでございます。

ただ、これ単純に喜んでいいものではないと、単純にふえたからいいというものではないと。いわゆる、その地域、合併特例債をお借りする、いわゆる地域振興基金に積み立てる分については、借金をしてやっております。そういうようなところもありますので、すべてこれが万々歳というわけではないと思っております。

そういう意味で、なぜ平成21年度が、こうなったかといいますと、やはり生臨交、きめ臨交、経臨交、公臨交、いろいろな交付金があったわけでございますけれども、それらの財政的な支援も非常に大きかったろうというふうに思っております。ただ、これは平成21年度に今のところ限定された結果でございまして、今後、そういうような財政状況が続くということとは言えないだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 基金が33億円に積み上がってきたというご答弁がありました。こういう形でふえていくのが今後ともではないということでしたが、行政改革が始まった大きな理由の一つですね、いわゆる毎年の赤字で基金がなくなっていくと、そういう意味では町長も循環型という意味に、健全な財政運営、二つのうちの一つに挙げられましたが、それが阻害されるということですから、基金を減らさないだけではなくて、さらに10億円でしたか、ふやすということが健全な町政運営に必要なのではないかとということで、行政改革の内容がつけられたというふうに理解しています。そのときのですね、21年度末の基金の目標というのは幾らだったのでしょうか。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。ちょっときょうは行革の資料を持って来ておりませんので、目標額が幾らだったということにつきましては、明確にちょっとお答えできませんけれども、基金を食いつぶして何とか財政運営がやれるという財政シミュレーションであったというふうに記憶しております。このように変わってまいりましたのは、やはり21年度もそうですけれども、大きな経済対策があったということ。それから、いろいろな意味で交付税の復活があったと、そういうふうなこともございまして、いい方向には財政的になってきております。しかし、非常に今、心配しておるんですけれども、民主党の方の、いわゆるテレビのインタビューでも、国の財政がこんなにひどいものだとは思わなかったというような発言もあります。そういう中で、じゃあ国の財政をどのように改革していくんだ、そのプランを出すというようなことも漏れ聞いておるわけでございます。そういう中で、今年度は22年度も交付税がふえるわけですけれども、国の財政再建計画の中で、地方に対して、この交付税がどうなっていくのか、そういった非常に危惧される部分はあるかというふうに思います。

それから、平成27年度までが合併特例の、いわゆる交付税の算定を行います。いわゆる合併しなかった場合の3町の交付税が保障されると。しかし、11年目から15年にかけて徐々に割り落しがかかってまいりまして、現在の交付税から7億円から8億円、これが減少するというところでございます。そういう意味では、与謝野町の財政は、まだまだ今後、改革をしていかなければならないところがあるだろうというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 言われたように国の財政状況はですね、私も大変危惧してしまして、今までと同じやり方でふやすほうをふやしながら、歳入については、いざとなれば消費税と、そういうやり方では、結局、消費が落ちて、さらに税収が減ってと悪循環になるだけで、根本的な解決はならないということも指摘をして、いわゆる大企業の内部留保、あるいは大金持ちに対する減税、そういうところに、やはり財源を求める以外には、国の経済そのものが持たないというふうなことも指摘をしてきています。そういう中での町の財政への不安というのはもちろんあるというふうに思います。一方で先ほど言われました合併による国からの交付税が減るという問題、8億円減るという予測がされてましたが、これについては行政改革の中で、既にそのことは当然あつてですね、最初から、行政改革前から当然あつて、当然進められとるわけで、行政改革そのものの目標は、今言いました基金を5年間で20億円、終わった時点で残すというところで進められてきたと思います。そういう点ではですね、大きな変化が生まれておるわけで、今までと同じやり方で行政改革をやらなければならないということからは、ちょっと変わってきてるのではないかなと思っておりますので、その辺の見直しも含めて、今後は取り組んでいただくよう指摘をして質問を終わります。

議長（井田義之） 一般会計補正予算の審議の途中でありますけれども、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時57分）

（再開 午後1時30分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

午前中に引き続き一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

質疑ありませんか。

14番、糸井議員。

14番（糸井満雄） それでは質問をさせていただきます。

午前中、伊藤議員なり、あるいは野村議員の方から専決処分の関係につきまして、いろいろと質問をされておりますが、私も専決処分の関係につきまして、若干疑義がございますので、正しておきたいなというふうに思っております。

まず、細かい問題は抜きにいたしまして、専決処分の考え方につきましてですね、我々議会の者と、あるいは理事者側の間にですね、かなり考えの違いがあるのではないかなというふうに思っております。改めて専決処分ができることはどういう場合にできるのか。再度、質問したいと思います。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。午前中の質問でもお答えいたしましたけれども、根拠法令は地方自治法の第179条ということでございます。

内容といたしましては、普通地方公共団体の議会が成立しないとき、113条ただし書きの場合において、なお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において、議会の議決すべき事件について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、また議会において議決すべき事件を議決しないときは、その議決すべき事件を処分することができる、これが根拠法令ということでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 専決処分には、二つの処分ができる、理由でできるというふうに思っております。内容的には四つあるわけですが、一つは法律に基づいて専決処分をすることが一つ。

それから議会の委任を受けてする専決処分が一つと、大きくこの二つに分かれると思っております。今、財政課長の方から答弁がございましたけれども、やはりその議会、18年まではですね、議会を開くいとまがない、そのときに専決処分をすると、こういうふうな法令になっと思ったと思うんですが、18年に法律が改正されました。そのときに出了された法律の内容は、結局、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかになると認められたときと、こうなっておるわけですが、その前段にですね、議会の議決すべき事件について、特に緊急を要すると、この文字がね、きっちり入っておるわけです。しかし、今回の一連の専決処分の内容を見ますとですね、緊急を要する事件というのはですね、私はないんじゃないかなというふうに思っております。一般会計の予算が3月31日に専決されておりましたけれども、内容を見ますと、各項目にわたっての減額補正、それと2億9,000万円からなる、いわゆる財政調整基金への積立金、こういったものが含まれておるんです。どこに緊急性があるのか、質問をしておきたいと思います。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。予算の中身的には確かにそうかもわかりません。しかし、3月議会に提案をいたします補正予算、これはもう2月上旬ぐらいの締め切りで、その内容で補正予算を提案させていただいております。しかし、国は3月が市町村の終わりでございますので、それに向けていろいろな補助金や、そういったものの、起債もですけれ

ども、内示で貸付予定額を決定してくるということでございます。

そういう意味で、それ以後に内示を受けた補助金、それを受けて歳入歳出を調整しなければならない案件、ですから起債あたりでも予定額につきまして変更が、事業費の変更によって起きてきている。それらをきっちりやはり調整するということにつきましては、これは会期中にできないわけでございますので、そういった内容で緊急を要して調整をしていく必要があるだろうというふうに思っております。そういった意味で、今回の専決処分をさせていただいたということでございますので、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） この緊急を要する要件というのは、緊急を要し議会を招集して、その議決を経ていく間に、その時期を失するような場合を想定しておると、これが法律の趣旨なわけです。ですから、今回の一般会計の中で、そうしたことがですね、これに当てはまるのかどうか、私は若干疑問に思っております。例えば、3月に専決処分をしなくてもですね、5月の臨時議会でもできるわけです。そうでしょう。

5月臨時議会でもできるわけですね、臨時議会で審議することもできるわけですよ、これは何も専決処分する必要はないというふうに私は思っております。だから、従前ですね、いとまがないというふうなことからしてですね、やはりこれは惰性に走っておられるのではないかなと、私は、このように思っておるわけです。

だから、専決処分というのは議会が持つておる権限を、町が議会にかかわって議決するということですね。ですから、これ非常に重要な問題なんです。だから、議会にかかわって町が議決するわけですから、これを議会が、もし否決してもですね、これは法律的には有効なわけです。ですから、そういうふうな専決処分を安易にされておるのではないかなというふうな、私は疑いを持たざるを得ないというふうに思っております。だから、法律の解釈の中でもですね、制度の趣旨を逸脱することのないようにすべきであるというふうな観点から、緊急を要する場合に限定しておるのが専決処分の、法改正の、18年の、これが内容だろうというふうに思っております。

したがいまして、今回の、この11号の補正を見た場合につきましても、若干、私はこれは専決処分にはですね、ちょっと問題があるのではないかなというふうに、やはり専決処分ではなしに、この議会で十分論議をされるべき内容ではないかなと、このように考えておりますがいかがでしょう。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えいたします。今、糸井議員さんご指摘されました5月の臨時議会で補正予算で上げればいけないかということにつきましては、これは制度上できません。年度を超えてから、その年度の補正予算を議会で議論するという事は、これは制度上あり得ないことでございますので、ご理解がいただきたいというふうに思います。

それから、緊急を要するかどうかということでございますけれども、やはりこの中で、いろいろな補助金なんかの交付の決定の変更がございます。それはもう3月の中旬から下旬にかけてやってくるわけです。しかし、そのお金を確保しようと思いますと、実績報告の中で確かに、そのお金を受け入れていくんだなというような、いわゆる予算書の写しなり、あるいは歳入の写し、歳出の写し、そういったものを添付しなければ、金がこんわけでございます。ですから、そうい

う意味で、緊急を要するかどうかということについては、私どもは緊急を要するというふうに思っておりますし、安易に専決補正に頼っているということは決してございませんので、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 私が5月と言いましたのは、ちょっと間違っておりました、これは4月に訂正をさせていただきたいと思えます。

いうことは、だけど5月もですね、5月末が出納閉鎖なんですのでね、やはりそれまでには、私はある程度可能ではないかなというふうに思うんですけども、出納閉鎖は5月末でしょう、でしょう。そしたら5月でも臨時議会は開催は可能なのではないかなというふうに思いますが、それは可能ではないんでしょうか。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。4月、5月の出納閉鎖といいますのは、3月31日までに執行した経費について、その支払い期間を見ると、4月、5月で支払い期間を見るという、その支払いの特例があるだけでございまして、その間に、いわゆる、既に3月31日で年度は切れとるわけでございますので、4月に入ってから、その平成21年度の補正予算（案）を提出するということは、これは制度上できないことだということでございます。

議長（井田義之） 糸井議員。

1 4 番（糸井満雄） 若干、私との考え方とのずれがですね、私は今でもあるというふうに思っております。結論的に申し上げますと、後で申し上げますけれども、私はちょっといささかこれについては疑念があるなというふうに思っております。しかもですね、今回の内容を見ますと、各項目にわたっての減額、並びに国民健康保険の特別会計への1億円の拠出、繰り出し、それから保険、これは簡易水道への1億円の繰り出し、それから産業振興積立基金への1億円の、ざっと2億9,000万円、3億円ほどあるわけですけども、これはやはり政策的なものであるならばですね、専決ではなしにですね、私は一たんこれは財政調整基金に一般会計の中に繰り入れて、新しい制度の、制度というんか、新しい予算の中で、私は繰り出すべきだというふうに思えます。これで見ると、締め切ったら余分が出たから、そういうところに積み立てをしていくというふうなとられ方をされてもですね、私は仕方ないのではないかなというふうに思えます。ですから、一たん財政調整資金に決算で入れておいて、それで、その中から新しい政策の中で、やはり積み立てていくと、そういうふうな方式が、私は正しいのではないかなというふうに思いますがいかがでしょう。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。いろいろな考え方が出てくるだろうというふうに思っております。いわゆる財政調整基金に積んで6月議会で提案するというのも一つの方策でございます。しかし、6月議会に出します補正予算というものは、これからまとめるわけございまして、どれだけの要求額が出てくる、わからない状況でございます。ですから、それを財政調整基金に積んだから、それができるかどうかという担保がないわけでございます。そういう意味で簡水、それから国保、産業振興基金と三つの基金に積み立てをさせていただきましたが、私どもの考えといたしましては、また、この予算については、これを繰り入れて

執行するときに議会の、いわゆる予算として出して議論をいただくことができるという判断がございましたので、そこら辺につきましては、お許しがいただけないだろうかという考えのもとに、今回、その補正予算につきまして、まとめさせていただいたということでございますので、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） 私、よくわかりませんが、もう一つね、私ちょっと問題があるのはですね、ここで補正で減額されておるわけですがけれども、これ野村議員も指摘されておりましたけれども、決算があいまいになってしまうということが出てきます。ということは、野村議員も指摘されておりましたけれど、決算時には、これ、この補正で示されておる減額のものですね、これ表に出てこないわけですね、ですから、予算と決算との関係で不明確なものが、正しい判断ができない恐れが生じるというふうに私は思っております。

それではっきり申し上げますと、決算時に不用額をたくさん出さないために、この21年度補正予算の、これを専決決算をしたというふうなとらえ方をせざるを得ないというふうに思うわけですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。確かに、この3月31日付の専決で不用額を整理せずして、いわゆる不用額として翌年度に繰り越して、決算の認定を受けるという手法もあろうかというふうに思います。

ただ、決算といいますのは、もちろん不用額も入りますけれども、その執行された経費が、どのように使われて、そして、どのような効果を上げているのか、そこを議論いただくものが一番だろうというふうに思っております。私どもは、もう一つの考え方といたしまして、やはりその年度に不用となりました額につきましては、その年度に一たん整理をして、ただ単に繰越金として整理するのではなく、今、必要となっている経費について、つけていくということがベストじゃないかという考え方でやらせていただいたということでございますので、ご理解がいただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。

14番（糸井満雄） やはり決算というのはね、やはり予算とやはり執行額の間ですね、いろいろな関連があるわけなので、言われましたように、どのようにこれが執行されたというふうな判断はですね、やはり正しい数字でもってですね、していかないと、私はいかんのではないかなというふうに思っております。

したがって、こういうふうな処置をされますと、やはりそこら辺のプロセスがあいまいになってくるという可能性が多々あるというふうに思っております。ですから、今後、いろいろとこれからも専決処分がされると思いますけれども、法の趣旨に沿ってですね、やはり緊急性のあるものに限って、補正はするんだというふうな認識になりませんかどうか、その辺ちょっともう一度、そこら辺の考え方を明らかにしていってください。これは町長か、財政課長。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。補正予算に対する考え方、それはいろいろとございまして、どれが正しいということは言えないんじゃないかというふうに思ってお

ります。糸井議員、今ご指摘でございますので、そういった面も十分検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、できましたら、これは私だけの考えかも知れませんが、不用額はきっちり整理をしておきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 糸井議員。もう時間ありませんので、よろしく願いいたします。

14番（糸井満雄） 議決の権限は議会にありますので、その辺はですね、安易に考えて専決処分をされないことを一つ指摘をいたしまして、質問を終わります。

議長（井田義之） ほかに質疑ありませんか。

7番、伊藤議員。

7番（伊藤幸男） それでは、議案第50号について質問をさせていただきたいと思っています。

一つ目の質問はですね、10ページの繰越明許にかかわって、有線テレビ拡張事業についてお尋ねしておきたいと思っています。

この間の論議の中で、明らかになったんかわかりませんが、この事業は総額でほぼ23億円ほどになるのではないかと思っていますが、そのうち、私がお伺いしたいのは地元、町内業者が請け負うといえますか、事業として請け負っている、その割合は、どの程度になるか、詳細にはわからんかわかりませんが、どの程度になるのかというのをつかんでおられたら、ご答弁願えたらと思っています。

議長（井田義之） 企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。総額で幾らということにつきましては、事業がきっちり、今回の拡張地域の精算できましてから、これを出したいというふうに思っております。額的に今幾らということとは言えませんが、議会からも、もう地元業者への発注といえますか、そういった附帯決議がつきまして、私どもも元請のエクシオさんに、そういったことをお願いしてまいりました。地元業者ということで、まずは幹線の、いわゆる光ファイバーの敷設、これも一部やっております。

それから、軒先につけますVONUの設置、それから宅内に引き込みますFM告知の設置、これらを地元の業者さんに下請ということでやっております。

それから、もう一つは、これは直接、町の工事ということではないんですけど、いわゆるテレビの配線工事、それから、インターネットの配線工事、これは業者さんと個人さんの契約になるわけでございますけれども、それらも約3,000件以上の申し込みがございまして、そういった中で、地元への還元といえますか、そういった額もかなりの額になっているというふうに思っておりますし、また元請さんもそういったことで、町からの要望もよく聞いていただきまして、積極的に地元業者に発注をしていただいたというふうに考えております。

それから、今度、加悦の改修に入るわけでございますけれども、加悦の改修は、まだ工事が始まっておりません。おとといですか、初めて会議を開いたわけでございますけれども、これは元請が、また二つに分かれまして、スタジオ関係が今までどおりのエクシオでございまして、幹線工事がパナソニックということになっております。そういう中で2社集まっております。そういう中で2社集まっております。町からの要望といえますか、地元業者への発注についても、さらに配慮がいただきたいということをお願いしておいたところでございます。以上でございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

次のページの11ページに移ります。

地方債補正の欄の中で、最下段の経済危機対策事業が廃止というふうになっているようですが、これはどうなんですか、ゼロという表示でなくて、補正後の欄はゼロでなくて、横の棒線になっているんですが、どう理解したらいいんですか。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。経済危機対策事業につきましては320万円の起債を予定しておりましたけれども、これをゼロにして廃止にするという内容でございます。その理由といたしましては、やはり入札減等がどんどん出てくるわけでございますね、事業の執行に当たって、ですから、当初は経済対策の交付金よりも、かなり多くの事業費を組んでおるわけですが、この経済対策事業として負債に当てはめとった事業が、いわゆる入札減等によって経済対策、全額経臨交の対象といいますか、全額、起債を借りなくても、いわゆる経臨交の充当だけでいけるようになったということで、この起債を廃止させていただいたということでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わかりました。

次に、三つ目の質問、17ページに移りますが、町税、いわゆる町民税の法人税割ですね、この点に関して質問をさせていただきたいと思っています。

ここに掲載されていますように、今回も1,000万円を超して、1,050万円ぐらいになりますか。出ているわけですが、マイナスで。この点はですね、ちょっと私の記憶間違いでなかったらですが、前回は補正で三、四千万円の減額があったんじゃないかというふうに理解をしています。そうなりますと、かなりの大幅な落ち込みになっているわけですね。地域経済の落ち込み度合いが、一つは反映してるとはしないかという不安を私は持ってまして、改めてどの程度の落ち込みになったのか、当初予算費で幾らぐらいになるのかというのを教えていただけたらと思っています。

議長（井田義之） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） お答えをさせていただきたいと思えます。法人町民税につきましては、当初予算で税割が7,056万円組んでおります。それから、最終、今回の専決も含めまして、収入見込みを約3,819万円見込んでおります。したがって、3,200万円の予算からいくと減額ということになります。

それから、均等割につきましては、当初予算では5,073万8,000円を計上させていただいております。今回、収入見込みが4,664万4,000円をみておりまして、約400万円の減額という見込みでございます。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） そうしますと、ちょっと私も気になって、詳細には調べられなかったんで、ぱくつとした感触ですが、一昨年ですね、1年か2年前になったんでしょうが、いわゆる固定資産税の収入とですね、いわゆる法人税あたりの税収の部分と比較するとですね、逆転になっているんですね、額が。これは皆さんも数字を見ればわかるんですが、私は非常に、ここは、私自身もこ

ういう現象が起きてきたというのは、非常に深刻なあらわれではないかと、地域経済のというふうに思っていて、もちろんこれだけの資料ですべてを図ることはできませんけれども、このことが、非常に私自身が問題意識を持っています。なかば象徴的な現象であろうというふうに思っておりまして、もちろん、この大もとになる原因は、繰り返し私どもが言ってるように、構造改革の国の政治路線のですね、国の政治によってつくり出されたというふうに言えるとは思いますが、この中で、私は大事だと思うのは、そのもとで非常に冷え込んだだけではなくて、このことがほかのことにね、傷跡として残りだしてきているというね、非常にいびつな現象が起きている、地域の中でね。いうところもしっかりととらえた上で、この対策を、新しい政権ができて半年以上になるんですけれども、ここが非常に期待が大きいところなんですけど、しかし、この間の新政権の対応といたしますか、なかなか国民が期待するほどになってないと、それどころか、この間、政治と金の問題でも、それから政策上の問題でも、先ほど言った子ども手当の問題でもそうですが、なかなかすきつとした対応にならないということになっています。この点で、私は一番気にしているのは、冒頭に申し上げましたように、本町の財政状況に非常に大きな影響を与えているわけですね、この問題は。

この点で、まず企画財政課長に、非常に私自身が気にしているような点についてですね、どのように判断されているかという点をお伺いしておきたいと思っています。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。税収が年々減ってまいっております。また、京都府下でも、与謝野町につきましては、町民一人当たりの所得が一番低いと、こういうような状況でございます。

それから、特にことしのお祭りあたりでも、そういう声が大きく聞かれるようになったわけですが、子供がいなくなりました。それから若い人がいなくなりました。そういうような中で、今の祭りを維持していくのが非常に困難だなど、地域を挙げてどうしてやっていくんだということを考えていく時期にきとるんじゃないかというような、私の地域の若い人の声も聞かせていただきました。それぐらい、今、地方は疲弊しているということが言えると思います。ですから、これは与謝野町の問題だけではなく、いわゆる全国的にこういう地方が疲弊してきている状況があるわけでございます。

そういう中で、どのようにして与謝野町の持続可能なまちづくりを進めていくのか、それは町の人だけに限らず、みんなが今、一生懸命考える時期にきているんじゃないかなというふうに考えております。

議長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） わざわざ企画財政課長にお伺いしたのは、もうちょっと踏み込んでいただけたらと思ったんですがね。もう一つ言いますとね、僕、先ほども野村議員からも行革問題にちょっと触れてね、非常に変更のことを懸念した質問があったと思うんですが、私は行革自身のね、財政計画も含めて、やはり大きな、ちょっと見直しが必要とところにきているんじゃないかというふうに思うんですね。このことも含めて、できたら、見解をお聞かせ願えたらと思うんですが。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。行政改革、5年間の計画で経常的経

費を20億円削減していくと。そして経常収支比率を90%以下に抑えていく、それが目標値ということになっております。

しかし、こういう景気の厳しい中で、今、住民サービスを後退させるということについては、いかがなものかということもございますので、もちろん行政改革としての見直しも必要にはなってくるだろうというふうには思っております。

しかし、やはり地方に来るお金というものは、もう枠は決まってきておるわけでございます。正直申し上げまして、地方財政といいますと、税金がふえれば、それだけ楽になるというものでもない。いわゆる基準財政収入額が幾らだから、その差し引きで地方交付税がくると、こういうことになっております。ですから、25%税がふえれば、その基準財政収入額に算定されますのは75%ですから、25%分はふえるということはあるわけですがけれども、税金がふえた分だけ、それじゃ町の財政は豊かになるかということ、まあまあそういうものでもないということになってきております。

そういう中で、行政改革をしていこうと思いますと、やはりこれはセットだろうというふうには思っています。限られた財源の中から、どのようにお金を捻出していくか、それはやはりふやすばかりでは、これは町の財政が、支出をふやすだけでは町の財政がとても対応できませんし、そうなれば、やはり今までこういうことがあったけれども、こういうことについては我慢できるんじゃないかと、そういったものを節減しながら今のサービスを維持していく、そういったような考え方に基づいて、いろいろな行革の変更ですとか、そういったことも必要な時期がきているんじゃないかというふうには思っております。

議 長（井田義之） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ぜい肉を取った答弁だったんで、交付税にかかわって税金が、町税がふえたからといって変わらないみたいな答弁されましたが、理屈ではそうなってるけれども、実際は、それね、今、課長は触れませんでした。この間、私ども何度も言っているように、実質的に、そのこと自身が、交付税措置そのものが減らされてきているわけですから、そのことを踏まえたことをしないと、どんどん町は疲弊の一途になるという点が、私自身非常に懸念するところですので、そのことだけ言って質問を終わります。

議 長（井田義之） 質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町一般会計補正予算（第11号））は、承認することに決定しました。

次に、日程第6 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第51号の平成21年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は3,645万8,000円を追加し、総額を11億6,405万1,000円といたしております。

まず、歳出からご説明申し上げます。

14、15ページをお開き願います。

第1款総務費、第2目財政管理費は、基金積立金を5,529万1,000円追加いたしております。先ほどの一般会計で申し上げましたように、平成28年度の上水道への統合に向け、財政調整を行うこととし、財政調整基金に利子分と合わせ5,501万5,000円を積み立てることとしております。

2款維持管理費は、第15節工事請負費で、請負減等により47万8,000円減額するなど、不用額を総額で125万9,000円減額いたしております。

3款改良費は、事業費精査や請負減によりまして、総額で856万1,000円減額いたしております。

4款公債費では、起債借入見込みの減等によりまして、第2目利子を402万7,000円減額いたしております。

16ページの第5款予備費は438万8,000円減額し調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、12、13ページの歳入についてご説明申し上げます。

第6款繰入金は、先ほどの一般会計で申し上げましたとおり、簡易水道改良事業の精査並びに起債の整理などから、当初からの通常分と建設改良費分を相殺し4,500万円、先ほどの歳出での財政調整基金へ積立金として5,500万円、合わせて総額で1億円を一般会計から繰り入れることといたしております。

第9款町債は、各工事請負費の請負減並びに下水道関連排水管敷設替事業の事業費精査、また京都府との発行同意額の協議、調整により、総額で6,350万円減額いたしております。

なお、7ページに、第3表地方債補正を計上し同額を変更いたしております。

また、6ページに、第2表繰越明許費補正を計上し、事業名を簡易水道改良事業に変更するとともに、金額についても補正前の金額を合算いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） 水道課長に質問します。

まず、この基金への積み立て等々の関係ですが、先ほどありました建設改良分の問題について、

これは地方債の減とかかかわっているのかとも思うんですが、実際の事業の減が856万円ですね、それから地方債が、それよりはかるに大きく減で、それに見合った建設改良分というふうに、これを見ていると思えるんですが、具体的には、どうかかわりの中で、この建設改良分というのが含まれているのか、そこを、まずお聞きします。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） 野村議員のご質問にお答えします。今、野村議員もおっしゃいましたが、当初、起債の申請額に対しまして、最終的に実施見込みに置きかえて、請負残や何かについて、申請額を上げるということは借金がふえるという形で、決算を打つこととなりますので、その年度の間で、実際の実施に合わせた数字に置きかえさせていただいたということでございます。

したがって、町債につきましては、見込み過ぎていた分を実施に合わせて減額をさせていただいたということです。しかしながら、繰入金の方の建設改良分ということで、例えば、これについては繰越分にかかわる一般財源の部分ということになるんですけれども、町債を落とした分、予算としては設計段階の、発注前の段階で繰り越しをすることになりますので、起債の額が少なくなった分、一般財源で補てんをしとかなあかんということで、ここで建設改良費分として計上をさせていただいたということでございます。以上です。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今まで一般会計からの繰入金については、いわゆる建設事業をした分のルールに基づいて交付税に入った分を受け入れるということと、それから簡易水道を運営するために交付税算入されている部分を受け入れるという2種類あったと思うんですが、この建設改良費分として、今回出されているのは、そういうことは全く別枠ですね、財政運営上、建設改良費分は、財政運営上必要ということで参入されるというふうに理解したらいいということですかね、今のお話はそういうふうにお聞きしましたが、いかがですか。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えします。今、野村議員がおっしゃったとおりでございます。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今までから、統合に向けてというお話も、もちろんありますし、統合がなくても、私は交付税算入されている分を水道会計にしっかり繰り入れて、安全な水を少しでも安くというふうなもとに運営すべきだということを、この場で言ってきました。

しかし、一般会計の財政状況で、全額は難しいというのが今までの答弁でした。それで、今回1億円プラスして3億円ぐらいになるわけですね、この21年度で。交付税算入分そのものは21年度では結局、どれだけ見込まれているのか、そこは企画財政課長でしょうかね。前ずっと財政計画の資料の中には書いてあったわけですが、その点はいかがでしょう。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えいたします。ちょっと決算で、最終的にどういう額になるかは、今のところちょっとわかっておりませんが、当初の予算段階では約2億円近くという額だったと思います。以上です。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 2億円近くというのは、当初から、その分が一般会計から入っていたということ

に、この補正を見るとですよ。

一番当初は、これより少なく、その後の補正だったのか、ちょっともう一度。

議長（井田義之） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えいたします。当初の段階での一般会計繰入金の額につきましては、7,400万円でした。途中で各種交付金、たとえば公臨交だとかきめ臨交だとか、あの額を繰り入れていただいておりますので、このような形になっているということです。以上です。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 思い出しました。経済対策関係が一般会計から繰り入れられておるので、2億円になったということで、それを除きましてですね、言えばまだ、その全額ということにはならないということにはなるのかなというふうに思うんですが、しかし、かなり今回で近づくのかなと。

そこで、先ほど統合に向けてというお話がありましたが、まさにそういう、こういうことがやられていかないと、統合されたときに水道料金を大幅に上げざるを得ない状況というのが予想されるのかなと思っておりますが、今回のことが、先ほどの一般会計の答弁を聞いていますと、今後ともできるというふうにはちょっと受けとめにくいのかなとは思いますが、少なくとも、今までよりはふやしていくというふうな財政運営が、私は必要だろうと思っておりますが、この点について企画財政課長の今後の見通しはいかがでしょうか。

議長（井田義之） 吉田企画財政課長。

参事兼総務課長兼企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。統合ですとか、そういったことは一応決まっておりますといえますか、そういう方向に向かって進んでおりまして、そういうために財政計画も立てていかなきゃならないというふうに考えておりますので、一般会計としても努力はさせていただきたいというふうに思っております。ただ、これは水道課長とも、いつも議論になるんですけども、交付税にこんだけ算入されてあるから、それだけは必ず欲しいんだということになってきますと、交付税というものは何だいなど、特定財源かいなという一つの議論も出てくるわけでございます。そうなってくると、それだけを確認しようと思いますと、じゃあ交付税に算定されていない、今、与謝野町が行っている一般会計のサービス、これみんな省かなきゃ、そんなことできないということになってくるわけですね、いわゆる交付税で見られていない与謝野町独自の政策だって、いっぱい一般財源ですることがあるわけです。例えば、中学卒業までの医療費の無料化、これだって交付税では見られていませんし、それから、今年度から始めました住宅改修助成、今年度は経臨交でやらせていただきましたけれども、これも3年間やると。しかし、それも交付税なんかには全く見られていない一般財源でやるわけですから、そういったものをみんな省いて、そして交付税に算定したとおりにとなってくると、それも非常に難しい問題があります。しかし、一般会計としてもやはり水道事業の簡水に向けて努力をさせていただきたいというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 今、答弁いただいた内容は、よくわかりますが、そういう中で、どのことを優先するのかというところが、いわゆる町政の運営、与謝野町の場合にはということになってくるだろうというふうに思います。そういう点では、簡単にどうこうという問題では、もちろんありませんが、その辺のところをしっかりと深めていただいでですね、その努力という中身で、ぜひお

願いたいということを指摘して終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。
討論を省略し採決に入りたいと思います。
ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第51号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） しっかり立ってください、ちょっとわかりにくいので。起立全員であります。
よって、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号））は、承認することに決定しました。
次に、日程第7 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第4号））を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第52号の平成21年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は1,736万6,000円を減額し、総額で22億8,915万2,000円といたしております。

まずは、歳出からご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

2款維持管理費は、水洗化奨励金や宮津湾流域下水道排水負担金など、すべて実績により1,540万円減額いたしております。

3款事業費、第1目公共下水道事業は、工事請負費の減額や補償金の減額など、総額で200万円減額いたしております。以上が歳出でございます。

次に、11、12ページの歳入でございますが、第1款分担金及び負担金、第1目分担金は、特環の受益者分担金を、見込みにより280万円減額いたしております。

8款町債は、特定環境保全公共下水道事業債を190万円、資本費平準化債を1,260万円減額するなど、総額で1,460万円減額いたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
討論を省略し採決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) 異議なしと認め、これより議案第52号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(井田義之) 起立全員であります。

よって、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第4号))は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第8 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第3号))を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第53号の平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は350万3,000円を減額し、総額を1億7,278万8,000円といたしております。

歳出からご説明申し上げます。

13、14ページをお開き願います。

3款事業費で、施設整備事業を工事請負費の請負減など、事業費の実績により、総額で340万3,000円減額いたしております。

第5款予備費は10万円減額し調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入の11、12ページをお開き願います。

5款繰入金は、一般会計からの繰入金を20万3,000円減額し、調整いたしております。

第8款町債は、農業集落排水事業債を歳出の事業費の減額に伴い、330万円減額いたしております。

なお、6ページに第2表地方債補正を計上し、同額を変更いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算(第3号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長(井田義之) これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(井田義之) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し、採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(井田義之) 異議なしと認め、これより議案第53号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町農業集落排水特別会計補正予算（第3号））は、承認することに決定しました。

ここで休憩に入ります。2時40分まで休憩いたします。

（休憩 午後2時26分）

（再開 午後2時40分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第9 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第54号の平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は、サービス勘定のみでございまして、287万6,000円を追加し、総額を1,990万円といたしております。

まずは、歳入からご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。

第1款サービス収入、第1項介護保給付費収入は、第2目居宅介護サービス費収入を訪問リハビリテーションの収入見込みにより262万円追加いたしております。

第3項自己負担金収入につきましても、訪問リハビリテーションの利用料収入を25万6,000円追加いたしております。

以上が、歳入でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。

第2款事業費、第2目訪問リハビリテーション事業費では、一般会計繰出金を550万円追加いたしております。これは平成22年度から訪問リハビリテーション事業を国民健康保険特別会計直診勘定に移すため事業精算を行い、その余剰金を一般会計に繰り出しし、精算するものでございます。

第3款予備費は262万4,000円を減額し、調整いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

討論を省略し採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認め、これより議案第54号を採決します。
本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。
(賛成者起立)

議長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町介護保険特別会計補正予算（第5号））は、承認することに決定しました。

次に、日程第10 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第55号の平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてご説明を申し上げます。この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。

今回の補正は、事業勘定の補正では3,662万5,000円を追加し、総額を30億8,646万1,000円といたしております。

また、直営診療所勘定は391万1,000円を減額し、総額を9,289万5,000円といたしております。

まずは、事業勘定の歳出からご説明申し上げます。

14ページから15ページをお開き願います。

第1款総務費、第1目一般管理費は、財政調整基金積立金を5,218万2,000円追加いたしております。これは歳入でもご説明いたしますが、一般会計繰入金金の財政調整基金積立分1億円により、収支調整のため財政調整基金から取り崩す必要があった4,800万円を相殺し、残りの5,200万円を基金に積み立てることといたしております。

第2款保険給付費、第1項療養諸費は実績により一般被保険者療養給付費を2,987万1,000円減額いたしております。そのほか、第2項高額療養費から、18、19ページの第11款諸支出金まで、すべて実績により、それぞれ減額いたしております。

次に、20、21ページの第12款予備費は2,528万8,000円追加し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

10ページ、11ページをお開き願います。

第1款国民健康保険税から第2款一部負担金につきましては、実績見込みより、それぞれ減額いたしております。

第4款国庫支出金、第1項国庫負担金及び国庫補助金につきましては、交付決定により追加減額するもので、総額2,233万7,000円を減額いたしております。

第5款療養給付費交付金、第1目療養給付費交付金は、退職被保険者等療養給付費交付金を交付決定により1,982万8,000円減額いたしております。

第7款府支出金、第2項府補助金は、普通財政調整交付金が療養給付費の減額などにより

3, 517万2, 000円の減額する一方、特別調整交付金を1, 913万8, 000円追加いたしております。

第10款繰入金、第1項一般会計繰入金は、財政調整基金積み立て分として1億円追加いたしております。これは歳出でもご説明いたしましたが、今後の事業勘定の収支見込みが大変厳しいことから、近隣市町村でも財源調整を行っておりますように、一般会計から繰り入れ財政調整基金に積み立てるものでございます。

第12款諸収入、第3項雑入は交通事故等の第三者給付金を一般被保険者分として278万9, 000円、退職被保険者分として371万1, 000円追加いたしております。

次に、直営診療所勘定につきまして、ご説明申し上げます。

30、31ページの歳入をお開き願います。

第1款診療収入、第1項外来収入は、収入見込みにより189万円追加いたしております。

第4款諸収入、第1項雑入は本年度実施した国保診療所レセプトコンピュータ更新に係る助成金を50万円追加いたしております。

第5款繰入金、第1項一般会計繰入金は600万円減額いたしております。

次に、32、33ページの歳出についてご説明申し上げます。

第2款医業費、第3目医療用衛生材料費は、医薬材料費を270万円減額いたしております。

第4款予備費は121万1, 000円減額し調整いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番、野村議員。

1番（野村生八） それでは、国民健康保険特別会計の21年度の補正の専決について質問をいたします。

まず、収入についてですが、11ページの国庫負担金、療養給付費の負担金が減額になっていきます。今回の補正については、歳出の方で療養給付費が大幅に2, 900万円ですか、減っているわけですが、今までの補正の中では、これが毎回のようにはふえていてですね、療養給付費が上昇傾向にあったと思うんですが、この減額ということは21年度では結局、前年度に比べて療養給付費が減ったので、これが減ったのか、この点についてはどういう中身になっているのか。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えをいたします。歳出におけます療養給付費等につきましては、20年度と比較いたしまして、一般療養給付費で2.5%程度伸びております。そういった中で、財源といたしまして国の方から療養給付費負担金等としていただくものなんです、34%程度ということまでいただいておりますが、通知に基づく精査で、今回、このように減額させていただいております。それで、前年度との対比といたしましては、20年度で療養給付費負担金5億8, 150万円に対しまして、21年度におきましては5億9, 200万円というふうな決算になろうかというふうに思っております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） もう一つの方の国からのお金と、京都府からの補助金ですね、普通財政調整交付金が、これはもう率にすれば、かなりの率が減額に今回、補正になっているわけですが、先ほどの療養給付費が減ったからということも言われましたが、これは確か対象所得が減額した場合にも、これは補てんされるといふふうに思っておるんですが、これだけの大幅な減額というのはなぜなのか、もう少し詳しくご説明をいただきたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） 21年度当初の予算見積もりをさせていただき段階におきまして、時期的に20年11月ごろ、予算見積もりという形で数値を把握するわけなんです、ご承知のように20年度から医療制度改革が改正されましたことにより、いろいろな、この特定財源の内容も変わっておりまして、20年度の実績が出ない間に21年度当初予算を組まざるを得なかったというふうな事情がございます。

そういった中で、常に細心の注意を払いながら21年度を見守ってきたんですが、最終的な国の数値等をいただく中で、このような差違が生じてきたということだというふうに認識しております。

議長（井田義之） 野村議員。

- 1 番（野村生八） 国保については3月議会でも、さきの保険条例でも述べましたが、この間、急激にどこの市町村も悪化している、協会健保も悪化しているという中で、大幅な引き上げが相次いでいますが、その理由としてですね、何かというところが、前から言っていますが、あまりにも先ほど言われましたように、あっちこっちが大幅に変わり過ぎて、もうさっぱり系統性がなくて理由がつかめないという状況であることも言ってきましたが、いわゆる後期高齢者医療制度ができて、そこへの負担が、老健の負担から切りかわってという問題や、退職者医療が年齢引き上げられたとかいうことがあるわけですね。

結局、この普通財政調整交付金については、先ほど言いました財源調整ですね、対象所得が減れば保険税が減るわけですから、その2分の1でしたか、何割かが、これによって調整されて、国保の安定的な運営の仕組みになっていたと思うんですが、そのことは変わっていないのか、先ほど課長が言われたように、当初の予算組が、そういう実は難しく、そこからずれたというだけなのか、その辺、もう一度確認をさせていただきたいと思います。総額で7,000万円ぐらいですからね。今回、基金を繰り入れるのは7割ぐらいですから、わかればもう一度お願いしたいと思います。

議長（井田義之） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） ご質問にお答えしたいと思います。先ほども申し上げました20年度の医療制度改革によりまして、いろいろな方面の、いろいろな要素が影響しているのかなというふうに思っております。

一つには、20年度制度改革で前期高齢者交付金という制度が創設されまして、これにつきましては、高齢者比率の高い保険者には優位に働くというふうなことで、多くの交付金がいただけるというふうなことで、国保にとっても非常に有利であるというふうなことを言われておりましたが、一方、財政調整交付金の方が総額調整されるというふうなことも聞いておりまして、一つの要素だけではなく、いろいろな複雑な要素が絡みながら、21年度、1年たってみると結果的

に、このような数字になってきたというふうなことかなというふうに思っております。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 町長に質問します。

今、答弁にあったように国が制度を変えられる、これは国が決めることなんで、当然そういうことがあるわけですが、そういう中で市町村がですね、責任を持って、この国保会計を運営していかんなんわけですが、どうなっていくのかさっぱりわからない、そういう中でやらざるを得ない状況が、この間ずっと続いてきたというふうに私も思っています。果たしてこれが正常なやり方なのかどうか、少なくとも国の法律に基づいて市町村が国保を運営する、その責任を請け負っている、受託事務ですね、少なくとも、その辺について、国からしっかりと見通しを示していただきながら、安定した運営ができるようにしていかないと、お金がおりにこなければさっぱりわからないというね、こういう状況ではですね、とてもじゃないけれども不安でたまらないというのが課長の多分、思いだろうと思うんですね。この辺についても、もう少し、これは前からなのか、新しく変わってということじゃないと思いますね、変わる前から始まっているわけですから。今はどうなっているのかわかりませんが、その辺について、しっかりと国の対してですね、国保を運営する責任を持っている市町村としてね、もう少し情報を早く正確に出していただかないと運営できないというふうなことは、その一つとして、ぜひ働きかける必要があるんじゃないかというのが、この間、私の思いなんですけど、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） いかがでしょうかと言われても、ちょっと困るところがあるんですけども、ほんまにおっしゃるとおり、先行きがどうなるか、非常にわかりづらいところですけども、何とか国保につきましても、金額的に一遍に高い料金といいますか、そういうふうにしないような工夫はしておかなければならないかなというふうに思っています。府内でも23%でしたか、急激に上げざるを得ない、そういう市もございました。そういうことを考えますと、ある程度の余裕を持った中で、国保の運営をしていく必要があるということがまず1点。

それから、やはり国の、そうした制度をきちっと示していただく、悪いなら悪いなりに知恵が働かせるような、そういう安定的に運営していけるような、そういう国保のあり方を、ぜひ国に対して、これもあわせて要望していきたいというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） 伊藤議員から条例のときにありましたように、この国保税というのが、今、町民の負担感というのでは非常に高く、何とかしてほしいというのが、別にと謝野町だけでなく、全国で言われていることなんです。そういう中で各市町村ともですね、できるだけこれを抑えるために頑張ってきておられましたが、今回の、この事態の中で、もうこれ以上我慢していると運営ができないということでは言われたように、大幅な引き上げを提案して議会で否決されたというところまで生まれています。そういう点では、市町村が安定して運営できるような状況に国がしてないと、するべき立場にありながらしてないということだろうというふうに思っています。

そういう中で、当町では、先ほどありましたように据え置くということのために1億円もの基金への一般会計からの繰り入れを決意していただいたということで、非常にありがたいというふ

うに思います。本来は、これだけ所得が減れば国保税も減っていくのが普通なんですが、それが上がっていかざるを得ないということですから、せめて据え置くためにご努力いただくということが、この地域の経済、大変長く家計が苦しい中で、行政として英断を下していただいたということだろうというふうに思います。

そこでですね、今後についてなんですが、今回は一般会計の、先ほどありましたような財政的な余裕という問題であったというふうに思うんですが、これが単に21年度だけが、こういう状態で、後は財政的な問題が、これ以上ならないということならそれでいいんですが、よくわからない、いまだによくわからない状況が続いているんだと思います。そういう中で、今後ともこういう形で住民への負担を少しでも減らしていくという、そういう立場でのご努力がいただきたいというふうに思いますが、その辺の思いについては、いかがでしょうか。

議 長（井田義之） 太田町長。

町 長（太田貴美） そうあってほしいと思いますが、今の現状を見てますと、そうばかりは言っておられないというのが現実だというふうにとらえております。

今後につきましては、当然、様子を見ながらということになりますけれども、一遍に上げるということではなしに、やはりいろいろと工夫をしながらご負担いただかなきゃならない分も、何年かに分けてお世話にならなきゃならない、そういう時代がそう来るというふうに思っていますので、そうしたことについても、そうならないような努力をすると同時に、そうした場合にも、ぜひ町民の皆さんにもご理解がいただきたいなというふうに思います。

議 長（井田義之） 野村議員。

1 番（野村生八） そういう状況に追い込まれないためには、言いましたように、この20年間で見たら、国の負担はどんどんどんどん減って行って、市町村と被保険者の負担がどんどんふえているというのが、もうまさにグラフで明確に出る結論なんですね。だから、これを逆にしていくということなしには、今、町長が言われた大変苦しい思いからですね、抜け出すことはなかなか困難かなというふうに、私も思ってます。私たちもぜひそういう方向になるように努力していきたい、働いていきたいと思いますが、町長の方でもですね、ぜひそういう方向で、関係のところでご発言いただきたいというふうなことを指摘して、質問を終わります。

議 長（井田義之） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第55号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第5号））は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第11 議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第56号の平成21年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は2,572万8,000円を減額し、総額を4,943万4,000円といたしております。

まずは、歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。第1款医療諸費は、第1目医療給付費から第3目高額医療費まで、それぞれ実績により、総額で2,655万8,000円減額いたしております。

第4款予備費は83万円追加し、調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。

第1款支払基金交付金から第3款府支出金まで、すべて交付決定により追加、あるいは減額いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、これより採決を行いたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、議案第56号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第56号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町老人保健特別会計補正予算（第2号））は、承認することに決定しました。

日程第12 議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第57号の平成21年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は252万

7, 000円を減額し、総額を2億706万1, 000円といたしております。

まず、歳出からご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金、第1目後期高齢者医療広域連合納付金は、実績により531万2, 000円減額いたしております。

第4款予備費は388万6, 000円追加し調整いたしております。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。

第1款後期高齢者医療保険料は、収納見込みにより第1目特別徴収保険料を97万9, 000円減額し、第2目普通徴収保険料を359万円減額いたしております。

第5款繰越金、前年度繰越金は204万2, 000円追加いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） 異議なしと認め、これより採決に入ります。

議案第57号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第57号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））は、承認することに決定しました。

次に、日程第13 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第58号の平成21年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

この補正は、3月31日付で専決処分いたしましたものでございます。今回の補正は9万5, 000円を追加し、総額を7, 887万円といたしております。

まずは、歳入からご説明申し上げます。

10、11ページをお開き願います。

第1款財産収入では、温江財産区において間伐材の売却により9万5, 000円を追加いたしております。以上が歳入でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

12、13ページをお開き願います。

第1款財産区管理費、温江財産区では歳入で、ご説明させていただきました間伐材の売却に伴い、立木売却交付金を同額の9万5,000円追加いたしております。

以上が、平成21年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第2号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（井田義之） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（井田義之） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（井田義之） ご異議なしと認め、これより、議案第58号を採決します。

本案を承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（井田義之） 起立全員であります。

よって、議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度与謝野町財産区特別会計補正予算（第2号））は、承認することに決定いたしました。

次に、日程第14 報告第1号 平成21年度与謝野町水道事業会計予算繰越計算書を議題とします。

直ちに報告を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 報告第1号 平成21年度与謝野町水道事業会計予算繰越報告についてご説明申し上げます。

水道事業会計を初めとする公益企業につきましては、地方公益企業法第26条第3項の規定により水道事業管理者から報告を受けた次の議会において、繰越計算書を調整して報告することになっておりますので、今回、報告させていただくものでございます。

繰越事業としております上水道配水管敷設替工事につきましては地域活性化きめ細やかな臨時交付金を全額充当いたしております。地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業につきましては、国の補正予算の可決を受けてからの実施でありましたので、いずれも3月補正予算に計上させていただいたものであり、物理的に年度内執行には限界があることから、22年度への繰り越しとなったものでございます。

以上、簡単にご説明し報告とさせていただきます。

議 長（井田義之） 本案については、報告のみにとどめます。

次に、日程第15 閉会中の継続審査（調査）申出書を議題とします。

資料配付のため暫時休憩します。

（休憩 午後3時16分）

（再開 午後3時17分）

議長（井田義之） 休憩を閉じ、会議を再開します。

各委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配りました閉会中の継続審査の申出書が議長に提出されております。

お諮りいたします。

各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（井田義之） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会に付されました議案、その他はすべて議了しました。

これで第31回平成22年4月臨時会を閉会します。

議事の進行にご協力ありがとうございました。

ご苦勞さまでございました。

（閉会 午後3時18分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員